

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの  
平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会



## 業務実績の総合評価

総合評価：A

### 1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事項等

法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み」、「資産の売却額の国庫返納」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「自己収入の確保」の中項目がB評価となり、その他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。）」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成22年5月31日政・独委）」、「平成24年度業務実績評価の具体的な取組について（平成25年5月20日政・独委）」、「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成25年1月21日政・独委）」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」等を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

### 2 各大項目ごとの評価結果

#### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置」、「1(2) 管理部門の簡素化」、「1(3) 自己収入の確保」、「1(4) 保有資産の見直し等」、「1(5) 契約の点検・見直し」、「1(6) 透明性の確保」、「1(7) 内部統制の充実・強化」、「1(8) 業務運営コストの縮減」、「1(9) 人件費の削減等」、「2(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務」、「2(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務」、「2(3) 調査研究業務」、「2(4) 情報提供業務」及び「2(5) 関係機関との連携」について評価基準に基づき評価を行った結果、「1(3) 自己収入の確保」の中項目がB評価となり、その他の中項目において業務実績がなく評価の対象外とした「1(6) 透明性の確保」を除き、A評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

① 「1(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置」については、人材育成に関しては、研修の実施にあたり平成23年度の取組による効果をアンケート等により検証し、その検証結果を踏まえた上で講義内容の改善を図る等の取組を行っていた。また、要員配置の適正化に関しては、農業の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等の業務に対応するため職員の配置換えにより11名の増員、及び情報提供業務の縮減に伴う業務の効率化を図るため地域センターの情報提供業務を実施していた消費安全情報課及び管理部門である総務課の統合等を行い業務管理課とすることで、管理部門の簡素化と併せて組織体制の見直しを実施するとともに、年度当初に配置した要員配置が適正かどうかを年度途中においても検証を行うなど、適正に対応されていた。

② 「1(2) 管理部門の簡素化」については、札幌センター統合後の管理業務に関しては、会議室等の共同利用や試菜等の調達を一括購入するなど一体的に実施し適切に対応されていたが、引き続き、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営に努めるべきである。

③ 「1(3) 自己収入の確保」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、「民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。」と指摘されたことを受け、依頼検査及び講師派遣手数料等を負担額やコストが受益者負担の妥当性・合理性を適正に反映されるよう算定し、これまで無料としていた講習会を有料で実施するなど自己収入の拡大に努めていたものの、自己収入額を平成22年度と比較すると減少していた。

自己収入の確保に向けた取組としては、法人の業務に資する講習事業の実施及び標準試料の売払についてニーズを把握しつつ取り組むべきである。

④ 「1(4) 保有資産の見直し等」については、中期計画に基づき堺ほ場の国庫返納に関しては、平成24年度に完了し適切に対応されていた。その他の保有資産に関しても、その利用度の観点から保有の必要性の検討が行われているが、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政・独委）」の指摘に基づき、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うべきである。

また、当該法人が保有する特許権については、長期間実施許諾の実績のない特許権の放棄を決定し、特許権を保有することの必要性の検討がなされていたこと及び特許収入の拡大を図るための周知が行われ適切に対応されていたが、引き続き特許権を保有することの必要性の検討及び特許収入の拡大を図るための周知等を行うべきである。

⑤ 「1(5) 契約の点検・見直し」について

ア 契約方式に関しては、関係規程において原則一般競争入札によると規定されており、明らかに競争の余地のないものを除き、一般競争入札又は企画競争等、競争性のある方法により契約を行っていた。また、やむを得ず随意契約を行う場合には、総務部門の職員で構成する契約審査委員会においてその妥当性について個別に審査を行うなど、契約の適正化に努めていた。平成24年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった案件は、平成23年度と比較して件数が減少するとともに、全契約に占める競争性のある契約の割合を増加させており適切に対応されていた。引き続き契約の適正化を推進すべきである。

なお、平成22年度の会計検査院による会計実地検査において指摘を受けた「契約で調達した粉砕機が必要とする仕様を満たしていないのに、契約が履行されたとして契約金額を支払っていたもの」に関しては、平成23年度決算検査報告において不当事項として報告されているが、会計規程等の遵守の徹底、適正な検査の実施を確保するため関係規程の改正、仕様書の見直し等により既に改善が図られており、これらの改善策が適正に機能しているかの確認が行われていた。

イ 一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数に関しては、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用に加え、取扱業者が限られる分析機器等の保守・点検の契約一括化に取り組み、平成23年度と比較し、競争性のある契約に占める一者応札の割合を減少させているが、引き続き一者応札となった契約が減少するようにすべきである。

また、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底するとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検・見直しを行うため、外部有識者からなる契約監視委員会において、契約等が適正に行われていることが確認されている。なお、契約監視委員会における審議結果については関係規程において速やかに理事長に報告すると規定されており、審議結果は、理事長に適切に報告されていた。

ウ 工事及び測量・コンサルタン等業務に係る入札手続きや随意契約に係る契約手続きの運用状況に関しては、外部の有識者が構成する入札監視委員会においてその適切性を確認しており、公正で透明性のある入札に努めていた。

なお、関係規程において、審議の結果、必要な場合にあっては理事長に意見の具申や勧告を行うことができると規定されているが、すべての審議結果は、理事長に適切に報告されていた。

- ⑥ 「1(7) 内部統制の充実・強化」については、理事長は法人に与えられた使命・課題を的確に認識し、社会的ニーズに対応して的確かつ柔軟に業務運営を行うため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームの設置、緊急時や繁忙期に機動的かつ柔軟に職員を配置するスタッフ制の活用など、効率的な業務運営に努めていた。  
また、業務の進捗状況及び予算の執行状況を定期的に役員会に報告し、業務の進行管理の徹底を図り、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めるとともに、法令等の遵守状況の確認や業務改善活動の重要な取組として業務運営の横断的な内部監査を実施し、その結果を理事長によるマネジメントレビューに反映するなどして、理事長のトップマネジメントの下、役職員が一体となって業務の有効性と効率性の向上に取り組むなど、リーダーシップを発揮できる環境が整備されているとともに本部及び各地域センターの職員との直接コミュニケーションを通じ、法人のミッションの役職員への周知徹底がされていた。さらに、監事監査においても法人の長のマネジメントに留意した監査がなされており、理事長は監事監査報告書の指摘についての改善措置等を講じ、その措置状況を整理して監事に報告し、監事は当該報告書を受けて、各指摘事項についての措置状況を確認しており、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に向けて適切に取り組まれていた。  
法人のミッションを阻害するリスクについては、自然災害等に関係するリスクへの対応や緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えた対応を実施しているが、今後もリスク管理対応体制について検討し、更なる内部統制の充実・強化を図ることが望ましい。
- ⑦ 「1(8) 業務運営コストの縮減」については、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、一般管理費は対平成23年度比8.6%、毎年度平均7.2%（計画値：毎年度平均で少なくとも対前年度比3%）、業務経費は、対平成23年度比5.8%、毎年度平均4.5%（計画値：毎年度平均で少なくとも対前年度比1%）であり、中期計画の進捗状況として業務運営コストの縮減が適切に図られていた。
- ⑧ 「1(9) 人件費の削減等」については、業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点の722名から78名削減することにより、平成17年度と比較して15.5%削減するなど節減に取り組むとともに、給与水準は国と比べて98.3であり、給与水準の適正化が図られていた。なお、平成24年度は14名もの職員が削減がされているが、やむを得ない理由以外の増員をすることがないように、引き続き計画的な人事管理を行うべきである。  
また、労働基準法が適用となるため、国と算定基準が異なる手当てとして、超過勤務手当・休日給・夜勤手当があるが、これらを除くと国と異なる諸手当の支払いの実績はなく、諸手当については、適正に支出されていた。  
福利厚生費（法定外福利厚生費）についても、レクリエーション経費の支出はあく医薬品等購入費用は労働安全衛生規則の規定による「救急用具」に限定するなど、適正な執行に努めていた。
- ⑨ 「2(1) 農産生産資材の安全等の確保に関する業務」、「2(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務」、「2(3) 調査研究業務」及び「2(5) 関係機関との連携」については、適切に対応されていた。
- ⑩ 「2(4) 情報提供業務」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。」と指摘されたことを受け、相談窓口業務に関しては、消費者の相談が寄せられた場合には行政サービスの一環として対応しつつ、企業との受け入れ、消費者相談業務等の情報提供業務に従事している職員を他の部門への異動等により20名削減しており、適切に対応されていた。
- ⑪ 「2(5) 関係機関との連携」については、国民生活センターとは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、「国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。」と指摘されたことを受け、平成23年5月に協定を締結しており、今後とも適切に連携が図られることを期待する。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応」、「1(2) 情報提供業務の的確な実施」、「1(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上」、「1(4) 調査研究業務の充実」、「1(5) 情報セキュリティ対策の推進」、「2(1) 肥料関係業務」、「2(2) 農薬関係業務」、「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」、「2(4) 土壌改良資材関係業務」、「3(1) 食品表示の監視業務」、「3(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務」、「3(3) JAS法に基づく立入検査等」、「3(4) JAS規格の見直し等に係る業務」、「3(5) 国際規格に係る業務」、「4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務」、「5 カルタヘナ担保法関係業務」及び「6 国際協力業務」について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価の対象外とした「5 カルタヘナ担保法関係業務」を除く中項目においてはA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

- ① 「1(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応」については、緊急に実施するよう要請があった場合の取組に関しては適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制の構築については、平成25年度のISO/IEC 17025試験所認定取得に向けて適切に対応されていた。
- ② 「1(2) 情報提供業務の的確な実施」については、ホームページ、メールマガジンの活用や講習会の開催などにより積極的に情報の提供を図るとともに、講習会、広報誌等の各種業務に関しては、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等の向上に資するため、利用者に対するアンケート調査による効果測定が実施されており、効果測定の結果、満足度の高い講習会テキストのデータベース化を行うなど適切に対応がなされていた。引き続き、受講者のニーズ及び業務の成果・効果等の把握を行い業務の改善・効率化を踏まえた上で、わかりやすい形で情報の提供がなされることを期待する。
- ③ 「1(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上」については、統一された考え方による品質保証体制の構築にあたり、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する品質システム委員会を設置し分析試験等の信頼性確保に関する方針を決定する等、各種取組を実施しており、適切に対応されていた。  
なお、「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成25年1月21日政・独委）」において、外部機関が主催する技能試験のうち満足な結果が得られなかった試験について、「今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを受け、当該案件については、事業報告書に記載された原因究明や是正処置の内容を踏まえて評価を行った結果、適切に対応されていた。
- ④ 「1(4) 調査研究業務の充実」については、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行われており、適切に対応されていた。また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化及び見直しを行っており、作成されたマニュアルに従い、適切に対応されることを期待する。

- ⑤ 「1(5) 情報セキュリティ対策の推進」については、業務・システム最適化推進委員会を開催し、災害によるデータ損失に対応するため平成25年度に神戸センターに重要データのバックアップシステムを構築することを決定する等適切に対応されていた。引き続き、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等が適切に実施されることを期待する。
- ⑥ 「2(1) 肥料関係業務」、「2(2) 農薬関係業務」、「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」、「2(4) 土壌改良資材関係業務」、「3(1) 食品表示の監視業務」、「3(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務」、「3(3) JAS法に基づく立入検査等」及び「3(4) JAS規格の見直し等に係る業務」については、年度計画件数の設定されている検査に関しては計画通り実施されており、立入検査等に関しては標準処理期間を設定し、本部及び地域センターを含めほぼ全ての検査で標準処理期間内に農林水産大臣等に報告するなど適切に対応されていた。なお、飼料安全法に基づく立入検査（582件）において標準処理期間（25業務日）を1日超過した2件については、原因究明及び改善対策が講じられており適切に対応されていた。
- ⑦ 「3(5) 国際規格に係る業務」、「4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務」及び「6 国際協力業務」については、すべて適切に対応されていた。

### 第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

法人からの自己評価等の関係資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組」及び「2 法人運営における資金の配分状況」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

- ① 「1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組」については、業務経費、一般管理費の削減に取り組むなど平成24年度予算執行が適切に行われていた。
- ② 「2 法人運営における資金の配分状況」については、年度当初及び年度途中において本部及び地域センターの施設人員状況を踏まえた上で当該事業年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき計画的な予算配付・調整を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分が行われていた。  
また、運営費交付金の執行率は96.0%であり、未執行の主な要因は人件費について支給延べ人員が減少したこと及び俸給の支給額を減額したことに伴い残額が生じたことによるもので、業務への影響は認められなかった。

### 第4 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れの遅延等による短期借入を行う事案はなかったため、評価の対象外とした。

### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

法人からの自己評価等の関係資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 資産の売却額の国庫返納」及び「2 塚ほ場の国庫返納」について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価の対象外とした「1(1) 資産の売却額の国庫返納」を除き、A評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、その他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

### 第6 剰余金の使途

剰余金を使用する事案はなかったため、評価の対象外とした。

なお、利益剰余金（53,084千円）は生じているが、これは、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金（自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額）及び積立金によるものであった。

### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

法人からの自己評価等の関係資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」、「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

- ① 「1 施設及び設備に関する計画」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、「門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。」と指摘されたことを受け、門司事務所の福岡センターへの移転・統合を平成25年度までに進めるため、事務棟の増築工事及び検査棟改修に係る予算措置を行っており、適切に対応されていた。スケジュールに基づき、平成25年度に福岡センターへの移転・統合が終了することを期待する。
- ② 「2 職員の人事に関する計画」については、要員配置に関しては、本部及び地域センターでの業務状況を踏まえた上で、適切かつ効率的な業務運営を図るため、情報提供業務の縮減に伴う情報提供部門の効率化及び管理部門の簡素化、農薬検査部門及び肥飼料検査部門業務の重点化等を実施しており適切に対応されていた。
- ③ 「3 積立金の処分に関する事項」については、前期中期目標期間中の繰越積立金を計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当しており、適切に対応されていた。

評 価 項 目 ( 大 項 目 )	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	—
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A
第 6 剰余金の使途	—
第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		
(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置		A
(2) 管理部門の簡素化		A
(3) 自己収入の確保		B
(4) 保有資産の見直し等		A
(5) 契約の点検・見直し		A
(6) 透明性の確保		—
(7) 内部統制の充実・強化		A
(8) 業務運営コストの縮減		A
(9) 人件費の削減等		A
2 業務の重点化・効率化		
(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務		A
(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		A
(3) 調査研究業務		A
(4) 情報提供業務		A
(5) 関係機関との連携		A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		
(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応		A
(2) 情報提供業務の的確な実施		A
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上		A
(4) 調査研究業務の充実		A
(5) 情報セキュリティ対策の推進		A
2 生産段階における安全の確保等に関する業務		
(1) 肥料関係業務		A
(2) 農薬関係業務		A
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務		A
(4) 土壌改良資材関係業務		A
3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		
(1) 食品表示の監視業務		A
(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務		A
(3) JAS法に基づく立入検査等		A
(4) JAS規格の見直し等に係る業務		A
(5) 国際規格に係る業務		A
4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務		A
5 カルタヘナ担保法関係業務		—
6 国際協力業務		A
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組		A
2 法人運営における資金の配分状況		A
第4 短期借入金の限度額		
1 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み		—
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
1 資産の売却額の国庫返納		—
2 堺ほ場の国庫返納		A
第6 剰余金の使途		
1 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果		—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 施設及び設備に関する計画		A
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		A
3 積立金の処分に関する事項		A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p>	<p>○効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 4×2点= 8点 合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、安全性の評価等に関する各種研修等を通じて専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成し、国際会議への派遣等により実務経験を蓄積させる。また、農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した適正な要員配置を行う。</p> <p>【年度計画】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行う。 ア 人材育成 (7) 専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成するため、畜産物中の残留農薬に関する技術研修等、農業生産資材の安全性の評価等に関する研修に職員を参加させる。 また、国外の農業検査機関における研修の受入の調整を引き続き進め、調整完了後、実施する。</p> <p>(4) 国際会議等の実務経験を蓄積させるため、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)作業部会等の国際機関が主催する会議に職員を派遣する。</p> <p>イ 適正な要員配置 要員配置に当たっては、業務の内容や量的な変化の状況を踏まえて適正化を進める。また、農業登録における優良試験所規範(以下「GLP」という。)への適合審査業務の拡大、農業の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加、東京電力福島第一原子</p>	<p>◇科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献できる人材の育成 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行った。 ア 人材育成 (7) 農業生産資材の安全性の評価等に関する研修については、畜産物中の残留農薬に関する技術研修及び英文のみの試験成績の受け入れを踏まえた英文読解能力向上の研修等44回(179名)を実施した。 また、国外の農業検査機関に関する研修については、農業検査部職員1名が、豪州農薬・動物用医薬品局(APVMA (Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority))において、「豪州における農業登録審査システム及び人材育成」に係る研修を受講した。</p> <p>(4) 国際会議等への職員の派遣については、優良試験所規範(以下「GLP」という。)査察のための経済協力開発機構(以下「OECD」という。)作業部会の第26回会合に専門家として登録した1名、抗生物質の代替に関する国際シンポジウムに2名、家畜生産と食品の安全性に関する国際獣疫事務局(以下「OIE」という。)アジア太平洋地域国際セミナーに2名、動物に対する抗菌性物質の責任ある慎重使用に関するOIE国際会議に1名、飼料の安全性に係る国際会議に3名を派遣した。 また、OECDによるGLP査察当局に対する評価がセンターにおいて行われた際、肥飼料安全検査部及び農業検査部の若手職員を参加させ、評価状況等経験させた。</p>	<p>A</p>
<p>(イ) 国際会議等の実務経験を蓄積させるため、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)作業部会等の国際機関が主催する会議に職員を派遣する。</p> <p>イ 適正な要員配置 要員配置に当たっては、業務の内容や量的な変化の状況を踏まえて適正化を進める。また、農業登録における優良試験所規範(以下「GLP」という。)への適合審査業務の拡大、農業の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加、東京電力福島第一原子</p>	<p>◇農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 適正な要員配置 本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施している。 農業登録に係るGLPの適合審査業務の拡大、農業の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う農業の残留に関する検査項目の高度化や増加に対応するため、職員の配置換えにより農業検査部門において3名を増員すると</p>	<p>A</p>

<p>力発電所の事故に伴う飼料等の安全性のモニタリング業務等に対応した適正な要員配置を行う。</p>	<p>もに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料等の安全性のモニタリング業務等に対応するため、職員の配置換えにより肥飼料検査部門において8名を増員した。</p>	
<p>【中期計画】 ② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務の効率化を図るため、管理部門の簡素化と併せて組織体制の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 ② 本部及び地域センター等における情報提供業務の効率化及び管理部門の簡素化を図るため、本部及び地域センター等における関係課の組織体制の見直しを行う。</p>	<p>◇情報提供業務の縮減に伴う組織体制の見直し S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 情報提供業務の縮減に伴う業務の効率化を図るため、本部の情報提供業務を実施していた交流推進課及び管理部門である職員課を廃止するとともに、地域センターの情報提供業務を実施していた消費安全情報課及び管理部門である総務課の統合等を行い業務管理課とすることで、管理部門の簡素化と併せて組織体制の見直しを行った。</p>	A
<p>【中期計画】 ③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めることとし、このため、役員及び関係職員からなる委員会を設置し、移転・統合を検討するに当たっての基本的な方針、スケジュール等の移転・統合プラン、移転先となる福岡センター庁舎の増改築等に要する経費及びその予算措置等の検討を行う。</p> <p>【年度計画】 ③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会(平成23年1月25日設置)の下で、本部各部、福岡センター及び門司事務所で密接な連携を図り、増改築に係る設計業務及び庁舎増築工事を円滑に進める。</p>	<p>◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成23年度に「門司事務所移転検討委員会」を開催し、平成24年度～平成25年度の2か年間で実施し、平成24年度に福岡センター庁舎の増改築に要する設計及び事務棟の増築費の予算措置、平成25年度に福岡センター検査棟改修工事と門司事務所の移転及び原状回復工事を行うこととしたところであるが、平成24年度に同検討委員会を4回開催の上、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務棟増築に伴う設計条件（建築位置、レイアウト等）、スケジュール（工事工程等）を決定し、平成24年度予算において事務棟の増築工事を実施。</li> <li>・ 検査棟改修工事に伴う設計条件（検査室等の整備）を決定し、検査棟改修工事について平成25年度予算措置を実施。</li> </ul> <p>なお、事務棟の増築については、平成25年3月末に完了する予定であったが、建築基準法に基づく建築確認検査により、施工の不備が確認されたため、施工業者の全額負担により手直し工事を実施させている。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (2) 管理部門の簡素化</p>	<p>○管理部門の簡素化</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図るため、要員配置の適正化、管理業務の一体的実施等を推進する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      札幌センターの管理業務について、統合の利点を生かした効果的・効率的な運営を図るため、引き続き次の取組を行う。                      ① 道新北ビル庁舎の会議室や書庫・倉庫の共同利用等を推進する。                      ② 試薬・事務用品その他消耗品類の一括購入、実験廃液の処理や職員の健康診断等についての一括契約を推進する。</p>	<p>◇札幌センター管理部門における要員配置の適正化、管理業務の一体的実施                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      札幌センターの管理業務については、平成23年度の取組の実効性を確認した上で引き続き次の取組を行った。                      ① 道新北ビル庁舎の会議室及び書庫・倉庫、公用車の共同利用に加え、平成24年度から分析機器の共同利用を行った。                      ② 試薬、消耗品等の一括購入及び実験廃液の処理、職員の健康診断等の役務類の調達については、一括契約を実施するとともに、平成24年度から契約依頼票のとりまとめを従来の週1回から月2回に集約化し、契約事務の効率化を図った(契約件数：64.9% (平成22年度比))。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価												
<p>第1-1 (3) 自己収入の確保</p>	<p>○自己収入の確保</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×1点= 1点 合計 1点 (1/2=50%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はB評価であった。</p>	B												
<p><b>【中期計画】</b> 自己収入を確保するため、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 また、受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直し等を行うとともに、事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて周知・広報に努める。なお、寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであることを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p> <p><b>【年度計画】</b> 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 ① 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 ② 受益者の負担が適正に反映されるよう前年度に行った手数料の見直しの検討結果を踏まえ、規程類の改正を行うとともに、センターが無償で開催していた講習会を有料化する。 ③ 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 ④ 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p>◇依頼検査、講師派遣等に関する手数料の見直し、有料化についての周知・広報による自己収入の確保 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 自己収入を確保するため、以下の取組を行った。また、自己収入として、48,076千円(表1)(平成22年度相当額51,412千円)を確保した。 ① 事業者等からの依頼に応じて、検査及び講師の派遣を積極的に行い、農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するための技術的な情報を提供した。 ② 依頼検査及び講師派遣手数料等については、負担額やコストが受益者負担の妥当性・合理性を適正に反映されるよう算定されているところであるが、平成23年度に行った検討結果を踏まえ、従来、講師派遣、委員派遣及び受入研修等に分かれていた手数料等の計算方法を統一する等「手数料等に係る取扱要領」等関係規程類の改正を行った。また、センターが開催していた技術講習会を有料で実施した。</p> <p>※手数料等の計算式 手数料等=(人件費(講習又は研修にあっては講師料)+物件費+受託調査分析等に直接必要な経費+会場費+事務処理経費+講習(研修)に係る原稿料)×(1+消費税率)+旅費</p> <p>③ 平成23年度からの主催講習会の有料化に伴い当該収入を確保したものの、講習事業収入全体の額は減額しているため、有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行った。 特にホームページについては講師派遣を利用しやすいよう、新たに講師派遣に関するQ&amp;A、問合せや手続き方法等を掲載した。 その他、センターの主催有料講習会等についてもホームページ等を通じて周知・広報を行った。 ④ 寄付金の申し出はなかった。</p> <p>表1 自己収入額(内訳)</p> <table border="1" data-bbox="614 1803 1209 2105"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成24年度金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査等手数料収入</td> <td>20,307(103%)</td> </tr> <tr> <td>検定手数料収入</td> <td>10,051(98%)</td> </tr> <tr> <td>講習事業収入</td> <td>12,593(86%)</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>5,125(74%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48,076(94%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成24年度金額(千円)	検査等手数料収入	20,307(103%)	検定手数料収入	10,051(98%)	講習事業収入	12,593(86%)	その他収入	5,125(74%)	計	48,076(94%)	B
項目	平成24年度金額(千円)													
検査等手数料収入	20,307(103%)													
検定手数料収入	10,051(98%)													
講習事業収入	12,593(86%)													
その他収入	5,125(74%)													
計	48,076(94%)													

※ ( ) は平成22年度相当額比

【要因分析】

自己収入の確保について、基準年度である平成22年度と比較すると94%と自己収入額が下がっており、実績から評価結果は「B」であることから、要因分析を行った。

平成22年度自己収入額と比較すると「講習事業収入（14%減 2,025千円減）」及び「その他収入（26%減 1,768千円減）」が大きく減少していた。

「講習事業収入」については、食品の産地偽装事件等の大きな事案がなくニーズが減少したことが主な要因であると考えられた。

「その他収入」については、「肥料標準試料（有効期限3年）」の売払品を1種類追加したため平成22年度及び23年度に一時的に収入が増加したことが主な要因であった。

要因分析の結果から、自己収入の確保に向けた取組としては、法人の業務に資する講習事業の実施及び標準試料の売払についてニーズを把握しつつ取り組むこととし、評価結果は「B」のままとする。

評価項目	達成状況	評価												
<p>第1-1 (4) 保有資産の見直し等</p>	<p>○保有資産の見直し等</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>												
<p><b>【中期計画】</b> ① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納する。また、平成23年度には、政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を国庫へ返納する。 なお、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断に見直し、不要な資産は国庫への返納を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 保有資産の見直し等については、次の取組を行う。 ア 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産について農林水産省及び関係財務局との必要な調整手続きを経て、本年度中に国庫へ返納する。 イ ア以外の保有資産について、利用度等を調査し、また、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、保有の必要性を不断に見直す。</p>	<p>◇堺ほ場の廃止等、保有資産の見直しによる不要資産の国庫への返納 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 保有資産の見直し等については、次の取組を行った。 ア 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産について近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査（資料及び目視）、ガラス室等の解体撤去他6項目の補完事項を完了させ、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成25年3月15日付けをもって国庫に納付した。 イ ア以外の資産として、センターが保有している庁舎及びその敷地3箇所（農業検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った結果、表2のとおりであった。 なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>表2 保有資産の必要性見直し結果</p> <table border="1" data-bbox="603 1480 1393 2107"> <thead> <tr> <th>保有資産</th> <th>利用度</th> <th>保有の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター</td> <td>勤務時間常時利用</td> <td>全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要</td> </tr> <tr> <td>岩槻ほ場</td> <td>84% (使用日×100/365日)</td> <td>ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する</td> </tr> <tr> <td>分析機器類 ・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置 リアルタイムPCR等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター 電子天秤等</td> <td>分析機器の稼働状況調査により把握</td> <td>分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却</td> </tr> </tbody> </table>	保有資産	利用度	保有の必要性	農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要	岩槻ほ場	84% (使用日×100/365日)	ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する	分析機器類 ・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置 リアルタイムPCR等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター 電子天秤等	分析機器の稼働状況調査により把握	分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却	<p>A</p>
保有資産	利用度	保有の必要性												
農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要												
岩槻ほ場	84% (使用日×100/365日)	ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する												
分析機器類 ・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置 リアルタイムPCR等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター 電子天秤等	分析機器の稼働状況調査により把握	分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却												

【中期計画】  
 ② 特許権については、登録・保有コストの削減を図るため、センターにおける特許権の保有目的が、検査等業務に必要な技術の特許権を第三者に取得され、業務の実施に支障が生じることを防止するものであることを踏まえつつ、特許権を保有することの必要性を十分吟味する。また、特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携することにより、センターが保有する特許権の周知等を行う。

【年度計画】  
 ② センターが特許権を保有する目的を明確化するため前年度に見直した規程類に基づき、特許等の保有についてその必要性を点検する。  
 また、特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づき農林水産大臣が認定した技術移転機関である社団法人農林水産・食品産業技術振興協会へ登録できる特許権については、使用許諾の機会を拡大するため登録し、同協会を通じて周知・広報する。

◇保有する特許権の必要性吟味と利用拡大に向けた周知の実施  
 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。  
 A：順調に進んでいる  
 B：概ね順調に進んでいる  
 C：不十分又は問題あり  
 D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】  
 ② 特許権については登録・申請コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、長期間実施許諾の実績がない特許権について保有の必要性の検証を行った(表3)。その結果、「加熱処理された動物性組織由来原料の検出試薬および検出方法」(平成21年登録)について放棄し、「化学形態別砒素分析のための試料前処理方法」(平成22年登録)については平成25年度に放棄することとした。  
 また、特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については技術移転機関である社団法人農林水産・食品産業技術振興協会への登録により周知・広報を図った。

表3 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。(H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格作成の検討が行われており、当該技術の活用可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
化学形態別砒素分析のための試料前処理方法(H22年登録)	・飼料の検査分析 ・許諾実績無し	審査会において放棄することとした。(H25.3決定)
加熱処理された動物性組織由来原料の検出試薬および検出方法(H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績無し	平成24年12月6日放棄済み
被加熱処理動物性組織由来原料検出試薬(H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H17年～H24年)	民間企業からの許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。
プライマー配列(H20年, H23年, H24年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H15年～H24年)	同上
動物由来DNA検出用プライマー配列(公開中)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H21年～H24年)	同上



- ② 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、センターでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに活用できる事例は見受けられなかった。
- ③ センターで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からセンターのホームページで公表することとしており、平成24年度は該当する契約はなかった。  
平成24年6月1日に行政改革実行本部で決定された「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき、平成23年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。  
なお、農林水産省によるセンターから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。

表4 随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
官報掲載	取扱業者が1に特定されるため（競争の余地がない）
ガス使用料（小平分室）	
上下水道使用料（小平分室）	
ガス使用料（神戸センター）	
上下水道使用料（神戸センター）	
ガス使用料（福岡センター）	
上下水道使用料（福岡センター）	
後納郵便	
IP電話ネットワークサービス契約	既存設備を継続利用することより、設備更新経費を要しないため、経費上有利であるため（競争することが不利）

【特記事項】

随意契約については「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、「随意契約等見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達していない」という指摘を受けているが、契約を締結した9件については締結したその要因から真にやむを得ないものと判断した。

一者応札・応募の改善について、締結した契約に占める一者応札・応募の割合が3.2ポイント減少していることから、改善が図られていると判断した。

平成22年度に会計検査院から受けた指摘については「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果」及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、講じた改善内容及びその改善策が適正に機能していると評価を受けた。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (6)透明性の確保</p>	<p>○透明性の確保</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させる。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、民間企業や監査法人からなる第三者委員会を設置するなどにより事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させる。</p>	<p>◇第三者委員会の設置等、適切な方法による評価の実施等による事業の重点化及び透明性の確保                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないが、複数の候補からの選択を要する事業を実施する必要がある場合には、有識者からなる第三者委員会を設置することにより事前・期中・完了後の評価を行うこととしたが、平成24年度は必要がなかったので設置しなかった。                      なお、調査研究に関しては、学識経験者や関係行政機関の有識者等の外部有識者による評価委員会を各業務部門(肥料、農薬、飼料、食品)の調査研究ごとに設置し、技術的助言を受けている。平成24年度の研究成果について評価を受けるとともに、平成25年度以降の調査研究に適切に反映した。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (7) 内部統制の充実・強化</p>	<p>○内部統制の充実・強化</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 役員会を最高意思決定機関とする法人運営を行うとともに、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査の実施、マネジメントレビューの実施等PDCAサイクルによる継続的な業務改善活動を推進する。 また、コンプライアンス委員会等での審議結果を踏まえ、役職員の法令遵守を徹底する。</p> <p><b>【年度計画】</b> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 適切な法人運営を行うとともに、継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ア 法人運営に関する重要事項については、原則として毎月開催する役員会で審議・決定し、各</p>	<p>◇役員会を最高意思決定機関とする法人運営、内部監査、マネジメントレビュー等の実施による継続的な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 内部統制の更なる充実・強化を図るため、次の取組を行った。 ① 適切な法人運営を行うとともに継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ア 役員会を8回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定をし各部長等に指示を行った。また、役員・所長等会議を4回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。 イ 年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において審議することにより予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室において行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させた。 会計監査については、リスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。 また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された1名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させた。 さらに、内部監査で抽出した不適合15件に対しては、必要な再発防止処置を行い、業務の改善を図った。不適合の内容及び再発防止処置内容等は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出の未提出について（1件） 超音波ピペット洗浄機の購入に当たり、設置の届出を近畿総合通信局長へ行っていなかった。 （原因究明）購入する際、届出が必要な機器に該当することについて確認を怠ったため。 （再発防止処置）機器を購入する場合には、機器納入後に事務担当者として機器を使用する担当者がともに届出の必要性及び届出が必要である場合については、届出を行ったかについて確認するよう周知徹底した。</li> <li>・ 基準文書に基づく記録書類に不備がある（13件） 運送業務の契約における契約書について基準文書に定められている運送料金表が添付されていなかった。 （原因究明）契約書の記載事項の確認が不徹底であったため。 （再発防止処置）契約締結に当たり、契約書の記載事項の内容及び添付漏れの有無について事務担当者及び業務管理課課長補佐の複数の者により確認するよう周知徹底した。</li> <li>・ 基準文書に基づく実施に不備がある（1件）</li> </ul>	<p>A</p>

- 部署に指示を行う。
- イ 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。
- ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。
- エ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産省独立行政法人評価委員会が行った平成23年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。
- オ 役職員の法令遵守を徹底するため、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。

米国農務省全米有機プログラム（以下「NOP」という。）認証機関への適合監査の一環として行われる立会調査において基準文書には手数料の納付を確認した後、立会調査を実施すると定められているが、立会調査手数料の納付の確認前に立会調査を実施した。  
（原因究明）NOPに係る適合監査は監査の標準処理期間での監査終了が困難と考えられたことから基準文書の確認が不徹底のまま立会調査を優先させたため。  
（再発防止処置）立会調査に関する基準文書を担当者に再確認させたほか、関係マニュアルを改正することとした。

なお、不適合15件は、いずれも内部監査実施マニュアルに定義されている業務の結果が無効となるもの又はセンターに対する信頼性を損なうおそれがある不適合である「重大な不適合」以外の軽微な不適合であった。  
内部監査の結果抽出された不適合及びその再発防止処置等について、本部の職員からなる業務改善委員会において審議を行うとともにその後の処置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起並びに改善措置を実施した。

- エ 平成24年度の内部監査の結果、平成23年度の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。なお、苦情処理案件はなかったことから、マネジメントレビューでは取り上げなかった。  
マネジメントレビューにおける理事長指示による自然災害等に関するリスクや、自己収入の確保への対応状況については品質保証課において取りまとめ、理事長に報告した。
- オ コンプライアンス委員会において平成24年度のコンプライアンスの取組についての審議を行った。また、グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。さらに、管理者研修、主任調査官研修、専門調査官等育成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。

またこの他、次の取組を行った。

- (7) 平成23年度の業務について監事による監査が行われ、指摘事項として中期計画及び年度計画の達成状況や契約の状況等についての報告書が理事長に提出された。理事長は、報告書で優先的に対応すべき重要な課題として指摘された課題について対応を指示し、その対応状況を取りまとめ監事に報告した。監事は当該報告書を受けて、各指摘事項についての対応状況を確認した。
- (イ) 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成23年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。
- (ウ) 理事長自らが、各地域センターへ赴き、年度計画の内容やセンターが果たすべき使命等について、全職員への説明と意見交換を行った。

なお、マネジメントレビュー及び監事監査においてはセンターのミッション達成を阻害するリスクのうち、センターにとって優先的に対応すべきリスクについて取り上げ、対応を指示しておりその状況は以下のとおり。

マネジメントレビューにおける対応

○自然災害等に関するリスク

- ・ 理事長からの指示事項  
職員の安全確保、毒劇物・危険物を含む試薬等の適正管理に加え、非常時に継続すべき優先業務、データの損失防止等、業務運営の継続性も考慮した検討を行うこと。
- ・ 指示事項の対応状況  
（独）農林水産消費安全技術センター防災業務計画を改正し、緊急参集要員、災害対策本部構成員及び主な分担等について見直しを行った。また、センターとして統一的な対応ができるよう、災害発生時における毒劇物及び危険物の安全管理等を含む薬品管理についてシステムを統一するとともに薬品管理規則（仮称）の導入を検討することとした。  
非常時に継続すべき優先業務については、その時の状況を踏まえ、農林水産省と緊密に連絡をとりその指示を踏まえることを基本とし、センター関係部との緊急連絡体制を明確にすることとした。  
さらに災害によるデータ損失に対応するため、平成25年度に神戸センターに重要データのバックアップシステムを構築することとした。

監事監査における対応

○緊急に対応すべき課題が生じた場合の課題実施の困難化

- ・ 監事の指摘  
中期計画及び年度計画に基づき、有効かつ効率的に業務を運営するため、緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集した対応体制を整備することなどが特に重要である。
- ・ 指摘の対応状況  
農林水産省消費・安全局の食品安全に係る行政ニーズに即応できる組織

<p>体制を構築するため、組織内部に設置した検討委員会にて検討を行い、平成25年4月1日付けで有害物質等分析調査統括チームを新設した。</p> <p>【中期計画】 ② 外部有識者から業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた改善に取り組む。</p> <p>【年度計画】 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会において業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p>	<p>◇外部有識者からの助言の受け入れによる国民目線を取り入れた改善への取組に基づく改善 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成24年度の年度計画とその実施状況、平成25年度へ向けた組織見直し、分析技術等を担う人材育成の在り方などについて説明を行った。外部の有識者からは、「調査研究発表会に参加し非常に勉強になったので、もっと参加対象を広げて実施したほうがよい」等の意見を受けた。外部の有識者から受けた意見は平成25年度に対応方針を立て、対応状況についてフォローアップを行うこととした。 また、平成23年度に外部の有識者から受けた「放射能や残留農薬などの国民の関心の高い分野における理解の促進のための積極的な広報を行っていただきたい」等の意見については、「広報誌において、センターが実施している飼料中の放射性物質の具体的な測定手法を紹介するとともに、農薬の歴史に関するシリーズ記事や、農薬の使用状況及び残留状況調査結果を掲載する」等、フォローアップを行い、平成24年度業務運営懇談会に報告した。</p>	<p>A</p>
---	---	----------



ア 次に掲げる業務については、関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。また、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討する。

(7) JAS規格の見直し等に係るアンケート調査表の発送及び回答の集計作業

(イ) 残留農薬分析用標準液等の調製作業

(ウ) メールマガジンの配信作業

(エ) 広報誌の編集及び発送作業

(オ) ホームページの作成・更新作業

- ・残留農薬分析用混合標準液及びび毒分析用混合標準液の調製作業
- ・メールマガジンの配信作業
- ・広報誌の編集及び発送作業
- ・ホームページの作成・更新作業
- ・技術情報等の翻訳作業

ホームページの作成・更新作業について、予算執行調査結果に基づきホームページの運営管理方法や運営管理経費の効率化、コンテンツ管理システムやバナー広告の導入及びホームページの改善について検討を行った。

検討の結果、掲載コンテンツ情報の掲載状況を把握し、情報発信頻度の検討を行う等、効率的なホームページの管理運営を行うこととしたほか、CMSの導入による運営管理方法やバナー広告による収入についてはアクセス数の把握を踏まえ、引き続き検討することとした。

なお、その他の予算執行調査であるカレンダー等の作成経費（該当せず）、広報誌関係費（平成23年度に見直し済み）及びIP電話等の導入状況（平成22年度導入済み）については検討を行う必要はなかった。

また、官民競争入札については、これまでも民間委託を行っていた庁舎管理業務について検討を行ったが、すでに平成23年度から3年間の複数年度契約を締結しているため、平成26年度以降分の契約について、改めて市場化テストのスキームの活用に係る検討を行った。

**【中期計画】**  
イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。

**【年度計画】**  
イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務で有効に活用する。また、分析機器の更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準を定め、効果的な保守点検を行う。

◇分析機器等の効率的な利用  
S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。  
A：順調に進んでいる  
B：概ね順調に進んでいる  
C：不十分又は問題あり  
D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

**【事業報告】**  
イ 分析機器の稼働状況や不具合の有無等の調査を行い、本部技術研究課が遺伝子分析向け試料の保管に使用していた超低温冷凍庫について、東日本大震災後の節電対策として行った利用機器の集約化・保存点数の削減に伴い不要となったが、その後、本部飼料鑑定第二課で実施している抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査に用いる腸球菌の保管点数の増加等が見込まれることからこれに活用したほか、12件について分析機器等の有効活用を図った。

また、分析機器の点検等に係る統一的な基準として、平成24年度分析機器整備・管理方針を定め、これに基づき業者点検を実施することで事務手続き及び経費の両面で効果的な保守点検を行った。

**【中期計画】**  
ウ 一般管理費について経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行うため、役員及び関係職員からなる委員会を設置して検討・評価し、必要な見直しを行う。

**【年度計画】**  
ウ 役員及び関係職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

◇無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の検討・評価  
S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。  
A：順調に進んでいる  
B：概ね順調に進んでいる  
C：不十分又は問題あり  
D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

**【事業報告】**  
ウ 無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、庁舎内における節電の徹底、コピー用紙の再利用等を重点目標として削減に取り組んだ。その結果については、平成24年10月及び平成25年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、評価を行った結果、全ての取組について目標を達成した。

表5 無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の目標と達成状況

目標	達成状況	
1. 支出の無駄を削減するための取組 (1) 透明かつ競争性のある契約手続きを実施する。	透明かつ競争性のある契約手続きを実施するため、ホームページによる契約情報の公表による透明性の確保を図るとともに、公告期間の確保、仕様書の見直し、メールマガジンでの入札情報の配信により、競争性の確保に取り組んだ。 その結果一般競争入札等件数における一者応札・応募件数の割合を3.2%減じた。	
	平成24年度	平成23年度
一者応札・応募件数	43件	43件
一般競争入札等件数	122件	112件
一般競争入	35.2%	38.4%

札等件数における一者応札・応募件数の割合		
ルマガ登録件数	129件	62件

(2) 分析機器の新規購入及び更新について、組織的な方針を定め、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査する。また、瑕疵担保責任期間終了後の保守契約の実施にあたっては可能な限り、既存の分析機器と一括して契約を行う。

分析機器の購入に当たり、分析試験業務の集約化、効率化、他部署で保有する分析機器の管理換え又は共同利用、センター全体としての必要性、購入後の稼働見込み等を十分検討することとした「平成24年度分析機器整備・管理方針」を定め、同方針に基づき、新規購入及び更新する分析機器を選定した。

なお、経費の削減を図るため、平成23年度に購入した分析機器のうち平成25年度に年間保守の対象となる機器については、可能な限り既存の分析機器と一括して保守契約を実施した。

(3) 高額機器選定委員会及び一般機器選定委員会の結論を踏まえ、業者による点検、校正及び年間保守の対象となる分析機器の選定条件について見直しを行い、平成25年度以降対象となる台数の削減を進める。

業者による点検、校正及び年間保守の対象となる分析機器の選定条件を見直した結果、年間保守については「同一課で同一の分析機器を複数台保有している場合は、原則、1台のみを年間保守とする。」という条件を設けた。

また、これに従い具体的な分析機器を選定し、ガスクロマトグラフの年間保守台数を5台削減した。

(4) 同種の役務・物品等の調達に当たり、可能なものについては、複数センター分を一括契約する。また、引き続き、報告書等印刷物の部数、仕様書等の見直しを図る。

同一メーカーの分析機器類に係る保守及び特注の薬品類は全センター分を、コピー用紙の購入については、本部、横浜、小平分を取りまとめ、一括契約を行った。

印刷物等については、担当課と配付先を精査するなど、縮減に向けた対応を行った。

	平成24年度	平成23年度
一括契約件数	12件	11件
【内訳】 機器点検保守	8件	9件
薬品類 コピー用紙	3件 1件	2件 -

(5) 複写機及びプリンターの使用に当たっては、両面印刷・使用済みコピー用紙の再利用の徹底を図り、平成23年度並みの購入枚数とした。

両面印刷・使用済みコピー用紙の再利用の徹底を図り、平成23年度並みの購入枚数とした。

	平成24年度	平成23年度
コピー用紙の購入枚数	1,875千枚	1,875千枚

(6) 出張におけるパック商品・割引制度の利用推進を図る。

パック商品・割引制度については、効率の執行を図る観点からもその利用の推奨を図った。

	平成24年度	平成23年度
パック商品 利用件数及び 割引切符 利用件数	705件	582件

2. 予算の計画的執行  
計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、

予算の執行状況については、毎月取りまとめを行い、その執行状況を各原課へ報告している。

<p>その結果を実行配分に反映させる。</p> <p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p> <p>(1) 庁舎内における節電の徹底</p> <p>(2) 本取組目標及び数値化可能な取組について周知を行う。</p>	<p>また、平成24年度は平成23年度決算額を踏まえた予算配分としており、予算の執行状況を踏まえ、不用額が見込まれる経費については、予算の追加配分時に減額調整し実行予算に反映させた。</p> <p>夏期（7～9月）の節電計画を夏季の省エネルギー対策と兼ねて作成し、本部及び地域センター等において計画に基づく節電に取り組んだほか、冬期（12～3月）についても「今冬の政府の節電の取組について」に基づいて、節電計画を作成し、本部及び地域センター等において計画に基づく節電に取り組んだ。</p> <p>平成24年度の取組目標については、平成24年4月4日付けで職員に周知したところである。</p> <p>削減効果の周知として平成24年4月より実施した給与袋の廃止及び給与振込の2口座から1口座への変更による振込手数料の削減について削減額等を周知することとした。</p>
--	---

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (9) 人件費の削減等</p>	<p>○人件費の削減等</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点 = 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 さらに、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対しては、人員増としないように業務の効率化を行うため、必要に応じて業務の実施態勢を見直すとともに、可能な場合は既存の業務を実施する中で併せて行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> 給与水準については、引き続き国家公務員の給与水準を超えないよう努めるとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表する。 また、総人件費についても、「公</p>	<p>◇給与水準の適正化と取組状況の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>◇総人件費の削減等 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成24年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は98.3であった。 役職員の報酬・給与等については、その基本方針と取組状況について平成23年度分までをホームページにおいて公表した。 人事院勧告に基づき、職員給与規程を改正し、平成24年4月1日における号俸調整を行った。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）（平成24年3月1日施行）に準じて、役員給与については平成24年4月から見直しを行い、職員給与についても法律成立を受けて給与等改定に必要な労使交渉を行い、平成24年5月から見直しを行った。また、平成24年4月分の職員給与については、12月期の期末手当で減額調整を行った。 総人件費については、業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成18年1月1日時点（※）の722名から644名（平成25年1月1日時点）と78名削減することにより、平成17年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与を除く。）を15.5%削減した。 ※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合計したものである。 平成23年度からセンターの業務として追加された業務については、人員増としないよう引き続き次の取組を実施した。 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導については、通常行っている立入検査の機会を活用し、普及・指導を実行した。抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、薬剤感受性試験に簡易試験法を採用するなどの効率化を図る取組を行い、既存業務と併せて実施した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づく政府における総人件費削減の取組を踏まえ、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。

さらに、平成23年度からセンター業務として追加された業務(「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査)による業務量の増加に対しては、業務の効率化を行うため、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより、人員増とならないよう取り組む。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務</p>	<p>○農業生産資材の安全等の確保に関する業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 4×2点= 8点 合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、生産業者については品質管理がより必要な事業場に重点化するとともに、事業場の生産実態を踏まえて効率的に実施する。輸入業者については流通経路の把握に努め、在庫のある事業場に重点化し効率的な立入検査を実施する。立入検査の実施に当たっては、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、必要な情報を農林水産省へ提供する。 また、収去品の検査を効率的に実施するため、対象の事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 生産業者については品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定等、農林水産省の検査計画の策定に資する。 また、輸入業者については流通経路の把握に努め、輸入肥料の検査対象事業場の選定等、国内で生産された肥料と同様に効率的な検査計画に資する。 イ 立入検査を効率的に実施するため、立入検査の実施時期を集中して行う。 ウ 立入検査の結果等から次年度の立入検査実施方針の策定に資するために必要な情報を整理し、農林水産省へ提供する。 エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業</p>	<p>◇肥料関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 肥料立入検査計画の策定に資するため、生産業者については、品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定及び検査計画(案)の作成を行い、農林水産省に報告した。また、輸入業者については、効率的な検査計画に資するため、立入検査の際収去した輸入肥料等について流通実態を調査することにより、流通経路を把握し、その結果を取りまとめて農林水産省へ報告した。 イ 立入検査は、月ごとに実施の集中週を設け、効率的に対応した。 ウ 次年度の立入検査実施方針に資するため、立入検査時に品質管理実態等を調査し、輸入肥料の重金属含有量等の調査（135試料、成分点数626点）を行い、その結果を取りまとめて農林水産省に提供した。 なお、平成23年度（289点）に比べ、調査成分点数が増加した要因は東日本大震災の影響により平成23年度は収去点数が少なかったためである。 エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、汚泥肥料については公定規格に定められている有害成分の全項目を実施し、その他の肥料については公定規格でひ素やカドミウムが定められているものは同項目の分析を全て実施する等、有害成分の検査に重点化した（成分点数1,755点）。また、その他保証成分等については、使用している原料や生産工程等に応じて、品質確認に必要な最小限の項目に検査を留めた。</p>	<p>A</p>

<p>場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>		
<p>【中期計画】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化する。 また、集取品の検査に当たっては、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して実施する。 イ 集取品の検査を効率的に実施するため、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う。</p>	<p>◇農薬関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査について次の取組を行った。 ア 製造場に対する立入検査は、農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び平成23年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して73件実施した。 イ 集取品の検査については、検査に係る作業の進行管理を適切に行い、全ての検査項目について実施できたことから、分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う必要はなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の検査結果や国内外における飼料の安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。 また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化する。 (7) 牛海綿状脳症の発生の防止、飼料の有害物質による汚染防止等のため、飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に対する検査 (イ) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入防止ガイドライン」という。）に基づく基準</p>	<p>◇飼料及び飼料添加物関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化した。 (7) 飼料安全法に基づく立入検査については、「平成24年度飼料等立入検査等実施方針について（平成24年1月13日付け23消安第5041号農林水産省消費・安全局長通知）」等に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止等を目的としたものに重点化して実施し、飼料倉庫59件、サイロ41件、飼料等製造事業場448件、輸入業者34件の計582件の検査（全て飼料の安全確保に関する検査）を実施した。 (イ) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入防止ガイドライン」という。）に基づく基準書や手順書の整備状況に係る検査については、飼料安全法に基づく立入検査時にチェックリスト等を活用することにより387件行った。 イ 収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に基づき、検査内容に応じて月ごとに実施の集中週を設けた。</p>	A

<p>書や手順書の検査先における整備状況に係る検査</p> <p>イ 飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行う。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化するとともに、検査の時期を集中化する等により、効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化して実施する。このため、立入検査の実施に当たっては、農林水産省と十分連携して行う。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、検査の時期を集中して集取品を集め試験を行う。</p>	<p>◇土壤改良資材関係業務の重点化・効率化</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 農林水産省と連携し、過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、立入検査30件のうち、表示が不適切な製造業者17件及び新規業者6件を対象とする等検査の重点化を行った。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、立入検査は、月ごとに時期を集中して実施した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
第1-2 (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	<p>○農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 2×2点= 4点                      合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b>                      ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務は、過去のJAS法違反の傾向等を踏まえて監視対象を重点化するとともに、食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、農林水産省の指示の下で特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により効率的に行う。                      なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応して適正な人員配置を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については、次の取組を行う。                      ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行う。                      (7) 過去にJAS法に基づく指示が行われた品目や検査で不適合の割合が高かった品目について重点的に検査を実施する。                      (4) 特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、集中的に分析するため、科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定する。                      (5) 科学的検査の計画及び実施に当たっては、農林水産省が行う調査との連携をより強化する。                      イ 食品表示監視業務の科学的検査</p>	<p>◇食品表示の監視業務の重点化・効率化等                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については次の取組を行った。                      ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行った。                      (7) 過去にJAS法に基づく指示が行われたり、検査で不適合の割合の高かった品目等に重点化し3,486件実施した。                      (4) 表示偽装の起こりやすい国産品の端境期や原子力発電所の運転停止の影響による夏季の電力不足等を考慮し、集中的に分析を行うために科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定した。                      (5) 農政局地域センター等と以下の連携調査を実施し、連携を強化した。                      ・ 農政局地域センター等が実施する表示状況調査に合わせて、センターが検査品を買い上げ、科学的検査を実施した。                      ・ 農政局地域センター等が実施する中間流通業者・加工業者への調査にセンター職員が同行し、現地で検査品をサンプリングし、科学的検査を行った。                      イ 人員配置の適正化については平成23年度に見直しを行ったところであり、平成24年度における食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等全体の業務量に大きな変化はなかった。</p>	A

査について、処理件数等の業務量に大きな変化が生じた場合は、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、人員配置の見直しを行う。

【中期計画】

- ② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて業務を推進し、調査手順書等の基準文書によりの確かつ効率的に実施する。
- また、定期的調査に当たっては、前年度の定期的調査で不適合が見られた登録認定機関について、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査を重点化する。

【年度計画】

- ② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。
- ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査を「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC17011」という。）に基づいて適切に実施するため、次により行う。
- (7) ISO/IECガイド65がISO/IEC 17065に規格化されることを踏まえ、関係する基準文書の見直しを行うとともに、調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。
- (4) 定期的調査は、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。
- イ 定期的調査に当たっては、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査の重点化を図るため、平成23年度の定期的調査等で不適合が見られた登録認定機関について、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の件数を行う。

◇登録認定機関の調査業務の重点化・効率化

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

A

【事業報告】

② 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ）の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については次の取組を行った。

ア 登録認定機関の登録及びその更新に係る調査並びに定期的調査をISO/IEC 17011に基づき適切に実施するため、次により行った。

(7) 登録認定機関等の登録基準であるISO/IECガイド65がISO/IEC17065に規格化されたことを踏まえ、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査細則」等、基準文書の改正を行った。

また、ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するため、調査員内部研修により調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。

さらに、規格検査課担当者会議を開催し、ISO/IEC17065が規格化されたことによる業務規程変更届の調査等への対応について、周知を行った。

(4) 定期的調査に係る事業所調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により認定業務が適切に行われているかを確認するための現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及びJAS製品の検査（以下「格付品検査」という。）の進捗状況を把握し、計画的に実施した。

定期的調査は、126機関145事業所（うち、登録外国認定機関29機関29事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動し1回実施した。

イ 平成23年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関について、通常の件数の1.2倍程度の立会調査（実施件数228件/通常の調査件数193件）及び格付品検査（実施件数440件/通常の検査件数364件）を実施し重点化を図った。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (3) 調査研究業務</p>	<p>○調査研究業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。</p> <p>① 肥料の検査等に関する調査研究 ア 肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題 イ 肥料の分析法の開発及び改良 ウ 肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題</p> <p>② 農薬の検査等に関する調査研究 ア 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究 ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良 イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良 ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査 エ 飼料等の安全確保に必要な課題</p> <p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究 ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良 イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良 ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良</p> <p><b>【年度計画】</b> レギュラトリーサイエンスを推進</p>	<p>◇調査研究課題の重点化 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 実施した調査研究は39課題あり、全て重点課題であった。</p> <p>① 肥料の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は6課題あり、全て重点課題であった。 ア 肥料の分析法にクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準（真度、定量下限及び検出下限等）及び妥当性の確認（空間再現精度等）に関する調査研究として (7) カルシウム試験法（フレイム原子吸光法）（平成24年度終了） (1) マンガン試験法（フレイム原子吸光法）（平成24年度終了）を実施した。</p> <p>イ 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究として (7) 肥料中のメラミン及びその関連物質の分析法の検討（平成24年度終了） (1) シリカゲル肥料を含む肥料中の可溶性けい酸の分析法の改良（平成24年度終了）を実施した。</p> <p>ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究を次のとおり実施した。 (7) 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いて、データの蓄積を行った。（平成25年度継続） (1) 汚泥発酵肥料を用いた肥料認証標準物質Cを開発し、外部有識者5名からなる調製部会において認証値及び認証書の承認を受けた。（平成24年度終了）</p> <p>② 農薬の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は3課題あり、全て重点課題であった。 ア OECDの農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 プレチラクロール、オキサジアゾン及びシメトリンの3農薬を供試し、水生シダ植物を用いた生長阻害試験の検討を行い、サンショウモ幼体を用いた生長阻害試験法を開発した。（平成25年度継続。日本雑草学会第51回大会において発表。SETAC Asia Pacific 2012 Meetingにおいて発表。日本水草研究会誌に論文を投稿中。）</p> <p>イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題 (7) 農薬の後作物に対する残留リスクの予測及び低減技術の開発に資するための基礎的な知見を得るために、農薬の容器内土壌残留試験を行い、水によって土壌から抽出される農薬量の経時的な消長を調査した。〔(独) 農業</p>	<p>A</p>

していく中で、調査研究業務については、次の課題に重点化し、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。

- ① 肥料の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。
  - ア 農林水産省が策定するクライテリアアプローチ導入ガイドライン（仮称）の検討に資する科学データを得るための調査
    - (7) 肥料中のカルシウム試験法の性能規準調査
      - (4) 肥料中のマンガン試験法の性能規準調査
  - イ 肥料の分析法の開発及び改良
    - (7) 肥料中のメラミン及びその関連物質の分析法の開発
      - (4) シリカゲル肥料を含む肥料中の可溶性けい酸の分析法の改良
  - ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究
    - (7) 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及び作物への吸収試験
      - (4) 肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な肥料認証標準物質C（汚泥発酵肥料）の開発
- ② 農薬の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。
  - ア OECDの農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針等の国際的枠組みの策定及び国内への導入に当たり必要な課題  
農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討  
3種類程度の農薬と高等水生植物（サンショウモ幼体及びバナギタデ幼体等）を用いた生長阻害試験法の開発
  - イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題
    - (7) 土壌に残留した農薬の後作物残留予測技術の開発に関する基礎的調査  
5種類程度の農薬と黒ボク土など複数の土壌種を用いた容器内土壌残留試験による、土壌中半減期と温度等環境要因との関係調査
      - (4) 農耕地における土壌環境中予測濃度算定のための土壌中の農薬動態解析手法の開発  
農薬動態予測モデル（プロトタイプ）について、土壌残留試験等を用いた検証・改良
- ③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。
  - ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良
    - (7) 飼料中の安全性に係る基準値が設定（設定予定を含む）されていて飼料分析基準に記載されていない稲用農薬の分析法の開発
      - (4) 飼料中のかび毒（デオキシニバレノール、ロリトレムB等）の分析法、サルモネラ血清型の同定法等の開発・改良
  - イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良  
愛がん動物用飼料中のメラミン、ゼアラレノン、水分等の分析法の開発
  - ウ 農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添

環境技術研究所との共同研究]（平成24年度終了。共同研究者が日本農薬学会第38回大会及びSETAC Asia Pacific 2012で発表。6th SETAC World Congress / SETAC Europe 22nd Annual Meetingで発表済み。）

- (4) 土壌中農薬動態予測モデルで土壌中予測濃度（土壌PEC）を算定する手法の開発を行った。ジノテフラン、ジメトエート、チアクロプリド、メタラキシル及びホスチアゼートの5農薬を用い、ほ場において土壌環境モニタリング試験及び土壌残留試験を実施し、当該モデルの校正と妥当性確認を行った。〔東京農工大学との共同研究〕（平成24年度終了）
  - ③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は13課題あり、全て重点課題であった。
    - ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良を次のとおり行い、(7)については飼料分析基準一部改正案を農林水産省に報告し、分析基準に記載される予定である。(4)については、更なる検討が必要であるため、平成25年度に継続して検討することとした。
      - (7) 基準値が設定されているが飼料分析基準に記載されていない稲用農薬として
        - (i) 飼料用イネ中のアゾキシストロピン等の同時定量法の開発（7成分）（平成24年度終了）
        - (ii) 飼料中のアルジカルブ等の同時定量法の開発（3成分）（平成24年度終了）
        - (iii) 飼料用イネ中のオリサストロピン等の同時定量法の開発（14成分）（平成24年度終了）
        - (iv) 飼料原料中のグルホシネート等の同時定量法の開発（3成分）（平成24年度終了）
        - (v) 稲わら及び籾米中のシハロホップブチル等の同時定量法の開発（2成分）（平成24年度終了）
        - (vi) 飼料中のモリネートの定量法の開発（1成分）（平成24年度終了）
      - (4) 飼料中のかび毒の分析法、サルモネラ血清型の同定法等の開発・改良として
        - (i) ライグラス中のロリトレムBの定量法の改良（1成分）（平成25年度継続）
        - (ii) 飼料中のサルモネラ主要血清型の迅速同定法の開発（7血清型）〔(独)動物衛生研究所との共同研究〕（平成25年度継続）を行った。なお、飼料中のデオキシニバレノールの分析法の開発・改良については、農林水産省からの緊急要請のあった同じかび毒であるアフラトキシン簡易検査キットの検査結果の信頼性の確認等を優先的に対応したため、文献収集のみ行った。
    - イ 愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良として
      - (7) 愛玩動物用飼料中のメラミンの定量法の開発（1成分）（平成24年度終了）
      - (4) 愛玩動物用飼料中のゼアラレノンの定量法の開発（1成分）（平成24年度終了）
      - (7) 愛玩動物用飼料中のフモニシンB1等の同時定量法の開発（3成分）（平成24年度終了）を行ったが、愛玩動物用飼料（セミドライ製品）中の水分の分析法の開発については、農林水産省からの緊急要請のあった大豆油さい及びなたね油さいの粗脂肪定量法中の酸分解ジエチルエーテル抽出法の適用の可否その他を優先的に対応したため、文献収集、予備試験までの進展となった。なお、開発された分析法については、理事長通知として検査法に平成25年5月に収載した。
  - ウ 我が国の家畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制（JVARM）に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。〔農林水産省動物医薬品検査所、地方自治体との共同研究〕（平成25年度継続）  
なお、調査結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局 畜産安全管理課、動物衛生課 発行）に掲載する予定である。
- エ 放射性セシウム簡易測定法としてNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いて、平成24年2月3日及び4月1日に施行された飼料中の新暫定許容値に対応するスクリーニングレベルの精度確認を行った。（平成24年度終了）
- ④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は17課題あり、全て、重点課題であった。
  - ア 生鮮食品については、次のとおり7課題実施した。
    - (7) 元素分析によるマツタケの原産国判別法の開発  
平成22年度までに確立したマツタケの元素分析法を基に、判別モデルを構築し、検証した結果、国産93%、中国産92%を正しく判別し、これらの結果を基にマニュアル案を作成した。（平成24年度終了）
    - (4) DNA分析によるマツタケの原産国判別法のマニュアル化  
平成23年度の調査研究を基にマニュアル案を作成し、事前運用試験を4試験室で実施した。この結果を基にマニュアル案を修正し、さらに再試験を実施した結果、全ての試験室で正しく原産地判別の指標となるバンドパターンが判別された。（平成24年度終了）
    - (7) 原産国判別マニュアルの見直し

加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析

- エ NaI (T1) シンチレーションスペクトロメータ等を用いた飼料等の放射能測定法の精度確認
- ④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、次の課題を実施する。
- ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良  
マツタケ、カボチャ等の元素分析、DNA分析等の手法による原産地判別法の開発又は改良
- イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良  
はちみつ、小麦加工品等の元素分析、安定同位体比分析等の手法による原料の原産地判別法の開発又は改良
- ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良  
新たなDNA抽出法等によるトウモロコシ加工食品の遺伝子組換え体の定性分析法の改良

カボチャ、タマネギ、乾しいたけ、ネギの原産国判別マニュアルについてより良好な判別モデルの作成が可能かどうか検討するため以下のとおり、見直しを行った。

カボチャの原産国判別マニュアルについては判別モデルを再構築、マニュアル案を作成し、事前運用試験を3試験室で実施した。

タマネギの原産国判別マニュアルについては判別モデルを再構築し、マニュアルを制定した(測定元素数が増加していないため事前運用試験は必要なし)。

乾しいたけ及びネギの原産国判別マニュアルについては判別モデルを再構築した。

以上の結果、より良好な判別モデルの作成が可能であることが示唆された。(平成24年度終了)

(I) ストロンチウム安定同位体比による野菜類の産地判別法の開発

一つの作物から得られたストロンチウム安定同位体比の情報が同一地域で栽培された他の作物に適用できるかを検証した結果、同一地域で栽培された野菜のストロンチウム安定同位体比は同等の値を示すと考えられたため、測定した野菜類のストロンチウム安定同位体比に平成23年度までに検討したゴボウ及びショウガの判別基準を用いたところ、野菜類の中でサトイモについては、日本産89%、中国産88%、サヤエンドウについては日本産100%、中国産56%、ニンニクについては日本産100%、中国産100%の確率で産地を判別できた。(平成24年度終了)

(ロ) DNA分析によるシジミの原産地判別法の開発〔(独)水産総合研究センター(以下「水研」という。)との共同研究〕

日本、ロシア、中国等に生息するシジミについてPCR-RFLP法を用いた原産地判別法のマニュアル案を作成し、事前運用試験を4試験室で実施した結果、全ての試験室で原産地が正しく判別され、マニュアル案について問題がないことが確認された。(平成24年度終了)

(ハ) 脂肪酸分析による養殖魚判別法の検討

平成23年度に作成したアユの天然・養殖判定マニュアル案を基に事前運用試験を1試験室で実施した結果、天然及び養殖を正しく判別でき、問題がないことが確認できた。(平成24年度終了)

(ニ) 核DNA分析によるマグロの種判別法の開発〔水研との共同研究〕

クロマグロとビンナガを判別する分析法を確立するため、マグロ属3種(太平洋産クロマグロ、大西洋産クロマグロ及びビンナガ)について核DNAの塩基配列を解析した結果、PCR-RFLP法によりクロマグロとビンナガを判別できることが示唆され、マニュアル制定に向けてさらに検討を行うこととした。(平成25年度継続)

イ 加工食品については、次のとおり8課題実施した。

(7) 輸入小麦を使用した小麦加工品の検査分析法の開発

うどん類について、外国産小麦のうち主に使用されるオーストラリア産小麦が混入しているかを判別するため、自動電気泳動装置、アクリルアミドゲルの使用による安定性の確認、内部標準法の検討を行ったが、安定した結果が得られなかった。このため、平成23年度に検討した判別法を用い、オーストラリア産小麦を10%混合した模擬試料についてキャピラリー電気泳動を行い、得られたピーク強度の平均値から判別のための基準値を設定した。(平成24年度終了)

(イ) 米加工品(菓子類)の原料米の種類の判別法の開発

原料米の表示がもち米100%の餅菓子を対象にして、うるち米が混入しているかを判別するため、うるち米を検出するプライマーセットによるDNA分析方法の検討を行った結果、定量分析としては再現性に乏しく、意図せざる混入についても検出する可能性があるため食品表示の科学的検査業務に適用しにくいことがわかった。(平成24年度終了)

(ロ) ストロンチウム安定同位体比によるたけのこ水煮の産地判別法の開発

ストロンチウム安定同位体比を利用して、水煮の加工工程の影響を軽減する方法を含めたたけのこ水煮の産地判別法の開発を検討した。1mol/L酢酸アンモニウム溶液で前処理を行うことで加工の影響を軽減することができた。国産タケノコと前処理を行った中国産水煮のストロンチウム安定同位体比を比較した結果、国産を100%正しく判別し、中国産の71%を正しく判別できた。(平成24年度終了)

(I) 元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討〔(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所(以下「食総研」という。)との共同研究〕

アカシアはちみつの元素分析及び安定同位体比分析を行い、元素のみを変数とした判別モデル(判別モデル①)と、元素及び安定同位体比を変数とした判別モデル(判別モデル②)を作成した。判別モデル①は、国産98%、中国産100%を正しく判別した。判別モデル②は、国産95%、中国産100%を正しく判別した。分析にかかる時間を考慮し、判別モデル①で判別することが適当と判断され、判別モデル①を基にしたマニュアル案を作成することとした。(平成25年度継続)

(ロ) DNA分析による海苔の原産国判別法のマニュアル化〔水研との共同研究〕

平成23年度に行った調査研究を基にマニュアル案を作成し、事前運用試験を4試験室で実施した。その結果、全ての試験室で正しく原産地判別の指標となるバンドパターンの判別ができた。(平成24年度終了)

(ハ) 安定同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕

平成23年度に行った調査研究を基にマニュアル案を作成し、事前運用試験を1試験室で実施した結果、マニュアル案は問題がないことが確認された。また、日本食品科学工学会第59回大会において口頭発表をおこなった。(平成24年度終了)

(キ) DNA分析によるコンブ属の種判別法の検討〔(公財)函館地域産業振興財団北海道立工業技術センターとの共同研究〕

平成23年度に作成した素干しこんぶを対象とした、国産コンブ（マコンブ、リシリコンブ、オニコンブ、ホソメコンブ）と中国・韓国産マコンブの種判別マニュアル案を基に、事前運用試験を4試験室（外部機関を含む）で行った結果、全ての試験室において試料の種を正しく判別し、DNA分析によるコンブ属の種判別法のマニュアルを制定することとした。さらに、ミツイシコンブ、ナガコンブ及びガツガラコンブの種判別について、検討を行うこととした。（平成25年度継続）

(ク) 窒素及び炭素安定同位体比によるわかめ加工品の原産地判別法の開発〔食総研との共同研究〕

窒素及び炭素安定同位体比を利用した乾わかめ（鳴門産）の原料原産地判別法について検討した結果、窒素安定同位体比では鳴門産を鳴門産と判別する確率は100%、韓国産及び中国産を鳴門産以外と判別する確率は86.4%及び95.7%であった。これらの検討結果からマニュアル案を作成した。なお、炭素安定同位体比を判別に利用することは難しいと判断した。（平成24年度終了）

ウ 遺伝子組換え食品については、次のとおり2課題実施した。

(7) 遺伝子組換え農作物の定性分析技術<トウモロコシ加工食品の新規DNA抽出法の検討>〔食総研との共同研究〕

市販のトウモロコシ加工食品に対する遺伝子組換え体の定性分析技術について、現行の方法と新たに開発された方法のDNA抽出方法の違いによるPCRへの適用性について検討した。検討の結果、現行の方法では内在性遺伝子が検知されなかった試料でも、新たに開発された方法では内在性遺伝子が検知されたことから、新たに開発された方法は現行の方法よりもトウモロコシ加工食品からのDNA抽出に適している可能性が示唆された。（平成24年度終了）

(イ) 農作物加工品からの遺伝子組換え体の定性分析技術の検討<改良されたトウモロコシ定性分析法の加工食品への適用性の検討>〔食総研との共同研究〕

市販のトウモロコシ加工食品に対する遺伝子組換え体の定性分析技術について現行のBt11系統定性分析法については、偽陽性検出の可能性があるため、偽陽性検出を低減することが可能とされる改変法の加工食品への適用性について検討した。検討の結果、改変法においても偽陽性の可能性があるバンドが確認され、加工食品に関しては改変法においても偽陽性検出が解消されない可能性が示唆されたため、改変法による検査法を導入する積極的な根拠とはならなかった。（平成24年度終了）

評価項目	達成状況	評価														
<p>第1-2 (4) 情報提供業務</p>	<p>○情報提供業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>														
<p><b>【中期計画】</b>                      相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、消費者相談専用電話の廃止により相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。                      また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化する。                      なお、相談業務の縮減に係る人員については、他部門への異動等により適切に対応する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      相談業務の縮減及びセンターが主催する講習会の重点化のため、次の取組を行う。</p> <p>① 相談窓口業務は、農業生産資材及び食品等に関する企業等からの技術的な相談に対して、センターの専門的・技術的知見を活用して的確に対応する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>② センターが主催する講習会は、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化する。</p> <p>③ 相談業務の縮減に係る人員については、他部門への異動等により適切に対応する。</p>	<p>◇情報提供業務の重点化                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① 相談窓口業務においては、企業等からの肥料、農薬、飼料、食品表示等に関する相談14,236件に対応した。また、消費者からの相談については、行政サービスの一環として対応した。</p> <table border="0" data-bbox="574 1209 1005 1388"> <tr><td>・肥料</td><td>4,354件</td></tr> <tr><td>・農薬</td><td>141件</td></tr> <tr><td>・飼料及び飼料添加物</td><td>895件</td></tr> <tr><td>・愛玩動物用飼料</td><td>77件</td></tr> <tr><td>・土壌改良資材</td><td>130件</td></tr> <tr><td>・食品</td><td>8,639件</td></tr> <tr><td>計</td><td>14,236件</td></tr> </table> <p>② センターが主催する講習会については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し31回開催した。</p> <p>③ 相談業務等の情報提供業務に従事している職員について、配置換えを行って20名減員した。</p>	・肥料	4,354件	・農薬	141件	・飼料及び飼料添加物	895件	・愛玩動物用飼料	77件	・土壌改良資材	130件	・食品	8,639件	計	14,236件	<p>A</p>
・肥料	4,354件															
・農薬	141件															
・飼料及び飼料添加物	895件															
・愛玩動物用飼料	77件															
・土壌改良資材	130件															
・食品	8,639件															
計	14,236件															

評価項目	達成状況	評価
第1-2 (5) 関係機関との連携	<p>○関係機関との連携</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 2×2点= 4点                      合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b>                      センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。                      なお、国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行う。                      ア 表示監視業務において、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に参画する。                      イ 表示監視業務において、都道府県が行う食品表示の科学的検査又は調査への協力要請又は技術支援等の要請があった場合は、可能な限り応じる。</p>	<p>◇関係機関と効果的連携体制の構築                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。                      ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計99回参画した。                      イ 都道府県等の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を121件実施した。また、都道府県等からの要請により、18件(33事業所)の立入検査等に協力するとともに、その際入手した25件の製品等について科学的検査を行った。</p> <p>この他、他機関との連携として、次の取組を行った。                      ・ 我が国の畜産の振興及び公衆衛生の向上に資することを目的として「大学間連携共同教育推進事業」に基づく4大学(東京大学、日本大学、日本獣医生命科学大学及び麻布大学)の連携取組に技術的協力を行うため協定を締結した。                      ・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球学研究所と相互に交流を図ることにより農産物や食品に関する諸問題を総合的に解決するため協定を締結した。</p>	A
② 国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。	<p>◇国民生活センターとの協定に基づいた対応                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>② (独)国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。なお、国センとの協定(平成20年3月3日締結)に基づき当センターの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(1回)、本部に設置されたPI0-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p>	<p>○食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集して的確・迅速に対応するため、想定される課題に係る専門的・技術的分野に対応できる職員や、必要な分析機器の設置状況等を常に把握しておく。 また、具体的な要請があった場合には、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告するため、最優先で組織的に取り組む。</p> <p>【年度計画】 ① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。 ア 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる体制を維持する。 イ 緊急の要請があった場合等には、必要に応じてプロジェクトチームを設置する等により、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 ウ 緊急の要請への対応マニュアルに基づき、連絡体制、専門的知見を有する職員及び分析機器の登録・更新を行うとともに、必要に応じて対応マニュアルの</p>	<p>◇農林水産大臣の要請への対応体制の整備等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。 イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。 (7) 干ばつによる2012年米国産とうもろこし中のアフラトキシン汚染の懸念が高いとの情報があり、安全な飼料の供給のために飼料関連事業者が品質管理に取り組むことが想定されたため、市販のアフラトキシン簡易検査キットについて検査結果の信頼性の確認を行い、その結果を農林水産省に報告した。 (4) 大豆油さい及びなたね油さいについて、平成25年1月開催の農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会において、その粗脂肪定量法の飼料分析基準制定を条件に「飼料の公定規格」（昭和51年7月24日付け農林省告示第756号）の別表への収載が認められたため、平成25年2月開催の飼料分析基準検討会でその定量法を審議できるように開発を進め、酸分解ジエチルエーテル抽出法が適用可能であることについて基本的に了承された。 ウ リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直し、組織改編に伴う連絡体制等の変更を行った。また、同マニュアルに基づき、食中毒及び環境汚染等の食品事故、組換えDNAの検出等に伴う風評被害の発生及び表示の虚偽等特定の事項に係る消費者相談の急増等、想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員(46名)及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等）の登録・更新を行った。</p>	<p>A</p>

<p>見直しを行う。</p> <p>【中期計画】  ② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、食品等検査部門において「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制を構築する。</p> <p>【年度計画】  ② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、センター本部の微量物質検査課を技術管理部門として、同課が行う分析業務について「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制の構築に向け、品質マニュアル等の基準文書を整備・運用し、認定を申請する。</p>	<p>◇ISO/IEC17025に基づく品質保証体制の構築  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】  ② ISO/IEC 17025試験所認定について、現在取得している「大豆及び大豆加工品の遺伝子組換えDNAの定性分析試験」に加え、食品中の有害物質の調査分析を対象としたISO/IEC 17025試験所認定取得に向け、センター本部の微量物質検査課を技術管理部門としてプロジェクトチームを設置し、試験対象と試験法について検討するとともに、併せて農林水産省と協議を行った。その結果、試験対象を小麦、試験項目をデオキシニバレノール、ニバレノール、3-アセチルデオキシニバレノール、15-アセチルデオキシニバレノール及び4-アセチルニバレノール、試験法を飼料分析基準の「トリコテセン系かび毒のガスクロマトグラフによる同時分析法」の改変法とした。また、平成25年2月までに試験業務品質マニュアル及びそれに基づく各種手順書等の制定、要員の教育訓練、試験運用、模擬試験、内部監査、マネジメントレビュー及び不確かさの算出を行った。</p> <p>さらに、認定機関として一般競争入札により選定した（公益）日本適合性認定協会にISO/IEC 17025試験所認定の申請を行った。  なお、平成25年度はISO/IEC 17025認定取得審査に対応し認定取得する見込みである。</p>	<p>A</p>
---	---	----------

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (2) 情報提供業務の的確な実施</p>	<p>○情報提供業務の的確な実施</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 3×2点= 6点 合計 6点 (6/6=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ① 事業者等からの相談や依頼による講習等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、センターが検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して適切な情報を提供する。 また、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、農業生産資材、食品の成分、原材料等の品質及び表示に関する正しい理解を促進する観点から、検査等業務により得られた情報をわかりやすく提供する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行う。 ア 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。 イ 事業者等からの依頼による講習等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。 ウ ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を迅速に提供する。 エ 内閣府食品安全委員会等のリスク評価機関の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して迅速に提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 オ 広報誌を4回以上発行する。 カ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員</p>	<p>◇専門的・技術的な知見を活用したわかりやすい情報発信 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア 受け付けた相談を整理し、重要な事例5件を「企業相談事例集」に追加掲載（全74件）し、相談対応マニュアルの改善を行った。 イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を4件、更新を8件行いテキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等61件） ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載した。 （更新回数 245回、アクセス回数 632,020回） [ホームページの主な掲載内容] ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等） ・食に関わる情報（Q&amp;A、相談事例、個別リスク情報、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等） ・食品等検査関係情報（調査研究報告、分析マニュアル、事業者の取組等） ・OIEコラボーレーション・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等） ・肥飼料検査関係情報（各種申請手続き、検査結果の公表等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP適合確認申請等） ・センター情報（行事情報、刊行物等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） エ メールマガジンを毎月3回以上、合計49回（3月末現在登録者数6,064、延べ配信数296,196通）配信した。 [メールマガジンの主な掲載内容] ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・行事情報 オ 広報誌「新・大きな目小さな目」を4回（毎回5,900部）発行し、地方公共団体等に配付した。 [広報誌の主な掲載内容] ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示のQ&amp;A ・行政情報 ・食と農のサイエンス カ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、必要な見直しを</p>	<p>A</p>

<p>から成る委員会を毎月1回程度開催する。</p>	<p>行った。</p>	
<p>【中期計画】 ② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催又は講師の派遣を行う。 このうち、飼料製造管理者認定講習会を2年に1回以上開催するとともに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」(平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。)及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を開催する。</p> <p>【年度計画】 ② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。 イ 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。 ウ 事業者等を対象に、肥料の法令及び分析に関する講習会を1回以上開催する。 エ 飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、必要に応じ開催する。 オ 有害物質混入防止ガイドライン及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を、合わせて12回開催する。 カ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p>	<p>◇事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回(参加者271名)開催した。 イ 地方公共団体や事業者等から依頼を受けて行う講習会に104回(参加者5,399名)役職員を講師として派遣するとともに事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を67回派遣した。 ウ 事業者等を対象に、法令に関する講習会として「肥料立入検査関係講習」1回(参加者22名)及び分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回(参加者5名)開催した。 エ 受講希望者調査を実施し、その結果をもとに飼料製造管理者資格取得講習会を1回(参加者90名)開催した。 オ 飼料製造業者等を対象として、有害物質混入防止ガイドライン及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を12回(参加者798名)開催した。 カ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者145名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者12名)開催した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ③ 事業者等からの依頼による講習、センターが主催する講習会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。 なお、顧客満足度が3.5未満であった場合には、その原因を究明し改善処置を講じる。</p> <p>【年度計画】 ③ 事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣、センターが主</p>	<p>◇依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善(顧客満足度：3.5以上) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ③ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、次のとおりいずれも3.5以上であった。なお、個別に3.5を下回った案件はなかった。</p> <p>・事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣 4.7 ・センターが主催する講習会や研修会 3.9</p>	<p>A</p>

<p>催する講習会や研修会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ</li> <li>・ メールマガジン</li> <li>・ 広報誌</li> </ul>	<p>3.8</p> <p>3.9</p> <p>4.0</p>	
--	--	----------------------------------	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p>	<p>○検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025又は優良試験所規範（以下「GLP」という。）の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行う。 また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するための方策を検討する。 ア 肥料の検査・分析については、次の取組を行う。 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行う。なお、担当部長をトップマネジメントとし、その管理状況を検証する。 (4) 基準文書を、必要に応じて見直す。 イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行う。 (7) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行う。 (4) 基準文書を、必要に応じて見直す。 ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行う。 (7) GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施する。 (4) 基準文書を、必要に応じて</p>	<p>◇検査等業務に係る品質保証体制の構築 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。また、センターとして統一された考え方による品質保証体制の構築に当たり、分析試験等を実施している各部署における検査・分析の実施状況を把握するとともに、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する品質システム委員会を新たに設置した。当委員会において、分析試験等の信頼性確保に関する方針の決定、各部署の目標及びその達成状況を審議の上、確認した。 ア 肥料の検査・分析 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 (4) 基準文書のうち依頼試験手順書を制定した。 イ 農薬の検査・分析 (7) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行った。 (4) 基準文書については、ISO/IEC 17025の考え方に従った分析業務管理システムの構築に向け、既存の規程類とISO/IEC 17025の比較及びISO/IEC 17025の導入にあたっての問題点の抽出を行った。 ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 (7) GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。 (4) 平成25年度からの品質保証（精度管理）の推進に向けて、飼料等試験業務の信頼性確保に関する規程改正の準備を行った。 エ 食品等の検査・分析 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、基準文書に基づく分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認の実施を改めて関係部署に周知し、さらなる業務管理を図った。 内部精度管理は、各部署において個別の分析業務の目的等に応じて行っているところであるが、内部精度管理に関する各課が所管するマニュアル等への記載状況の調査を行い、さらなる技術管理を図るとともに、外部機関が主催する技能試験（14回）に検査分析に携わる職員（延べ63名）を参加させた。 なお、外部機関が主催する技能試験のうち、満足な結果が得られなかった試験が2回あった。このうち残留農薬分析において、試験試料に添加されていた農薬を不検出としたことについての原因究明を行った結果、妨害物質による不検出があったことから、是正処置として、当該農薬の存在が疑われる場合は複数人で解析を行うこととした。また、脂肪酸組成分析に</p>	<p>A</p>

<p>見直す。</p> <p>エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、作業手順書等の基準文書に基づき必要な記録の励行と確認、個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理の実施及び外部技能試験への参加等により、業務管理及び技術管理を行う。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p>	<p>において、分析結果が許容値を超えたことについての原因究明を行った結果、分析法の一部手順の記載が不十分であったことから、是正処置として分析手順書の見直しを行った。</p> <p>(イ) 分析試験業務に関する基準文書（食品等に関する分析試験業務管理規程及びこれに基づく管理マニュアル・管理指針）を見直し必要な改正を行った。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査や、農薬登録検査への海外資料の直接活用、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行う。</p> <p>ア 職員の技術的水準の向上を計画的に推進するため、関係職員で構成する研修企画委員会において策定した職員技術研修中期計画に基づき計画的に研修を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行う。</p> <p>イ 職員の技術力の向上を図るため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作等に関する研修を行う。</p> <p>ウ 分析の精度管理に関する技術力向上のため、ISO/IEC 17025に関する研修等を受講させる。</p> <p>エ ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査を適切に遂行するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修を実施するとともに、ISO9000品質マネジメントシステム審査員研修コースを受講させる。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るための研修等を実施する。</p>	<p>◇検査等業務の的確な遂行に必要な研修の計画的な実施</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行った。</p> <p>ア 策定した職員技術研修中期計画に基づき、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を向上させるための研修を次のとおり行った。</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、平成23年度の研修において研修生に提出させた研修成果の把握及び研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証し、研修生の理解度が低いものにあつては講義内容及び講師選定の見直しを行ったほか、事前学習課題を配布し、改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析研修 34回（102名）</li> <li>・業務研修 37回（281名）</li> </ul> <p>イ 遺伝子組換え食品の検査技術等の先進的な分析技術に関する研修を2回（6名）、LC/MS等の高度な分析機器の操作等に関する研修を15回（22名）行った。</p> <p>ウ 外部機関が主催するISO/IEC 17025内部監査員研修に4名の職員を受講させ、計48名の有資格者を確保した。</p> <p>エ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象となった職員及び前回の受講から2年を過ぎた職員等を対象に計2回（32名）実施し、登録認定機関に対する技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査を補佐する職員として対象となった職員等に対し調査員補内部研修を2回（5名）実施し、調査技術の維持・向上を図った。</p> <p>また、ISO 9000審査員研修コースに4名の職員を受講させ、計62名の有資格者を確保した。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るため、学術論文読解英語研修を1回（35名）実施した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (4) 調査研究業務の充実	<p>○調査研究業務の充実</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b>                      調査研究業務の充実を図るため、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行い、調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等を行う。                      また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化等を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行う。                      ① 必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、関係規程に基づき外部の有識者を含めた委員会を開催する。                      ② 調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関等との共同試験等を行う。                      ③ 調査研究の成果を積極的に公表するため、公開発表会を1回以上開催するとともに、調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。                      ④ 調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、関係学会誌への論文投稿等を行うとともに、農林水産省関係部局への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行う。</p>	<p>◇外部有識者を含めた委員会の開催、必要に応じた共同試験等の実施等                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行った。                      ① 肥料、農薬、飼料及び食品の各分野において、それぞれ外部の有識者を含めた委員会を開催し、農林水産省関係部局の要望を踏まえ平成24年度の調査結果の評価及び平成25年度の調査研究課題の選定等を行った。                      ② 食総研に職員2名を駐在させるとともに、大学及び試験研究機関等との共同研究を13課題実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。                      ③ 研究成果について公開調査研究発表会を開催した。                      なお、調査研究発表会は肥料、農薬、飼料及び食品の各分野合同で行い、「元素分析による生シイタケの栽培方法及び原産国の判別法の開発」、「元素分析によるシジミの原産地判別法の開発」、「農薬の水生植物に対する影響を評価する方法の開発 &lt;ミジンコウキクサを用いた生長阻害試験法の開発&gt;」及び「愛玩動物用飼料（ドライ及びセミドライ製品）中のデオキシニバレンールの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の開発」等8課題について発表した。（外部からの参加者27名）                      また、調査研究報告書を各分野ごとに作成し、関係機関へ配付した。                      ④ 調査研究の成果を検査等に迅速に活用するため、関係学会誌へ論文を7報投稿するとともに、農林水産省への報告、検査・分析マニュアルの作成及び見直し等を行った。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (5) 情報セキュリティ対策の推進	<p>○情報セキュリティ対策の推進</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 2×2点= 4点                      合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b>                      ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)の下でセンターにおける情報セキュリティガバナンスの体制を維持するとともに、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等を行う。                      また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について定期的な確認等を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行う。                      ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下で情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検討し、必要な改善を行う。                      イ センターのIT事情に応じた情報セキュリティに関する計画を策定するため、セキュリティ管理に関する調査結果を分析し、必要な改善を行う。                      ウ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p>	<p>◇センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策の構築                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行った。                      ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下、業務・システム最適化推進委員会を開催し、災害によるデータ損失に対応するため、平成25年度に神戸センターに重要データのバックアップシステムを構築することとした等、各種情報システムの取組状況、情報セキュリティの取組状況等について報告を行った。                      イ 平成24年度の情報セキュリティ管理に関する計画※に基づき、役職員へ情報セキュリティの教育訓練を実施するとともに、パーソナルコンピュータのMicrosoft社WindowsXPのサポートが終了することからWindows7へバージョンアップした。                      また、センターのIT事情に応じた情報セキュリティに関する計画を策定するため、平成24年度のセキュリティ管理に関する調査を行ったところデータサーバ設定及びUSBメモリの使用方法に改善の必要性が確認された。このため、必要な改善としてセンターネットワークに接続する職員のユーザー情報やパーソナルコンピュータ情報などを管理し、ユーザーごとにアクセス制御等を実施できるアクティブディレクトリシステムを導入し、情報セキュリティの改善・強化を行うとともに、セキュリティUSBメモリ(パスワードロック及び暗号化ができるもの)を購入することとし、平成25年度の情報セキュリティに関する計画に反映することとした。                      ※平成24年度の情報セキュリティに関する計画の概要                      ・ センターで使用しているパーソナルコンピュータのMicrosoft社WindowsXPのサポート期限切れのための対応を実施する。                      ・ 情報セキュリティの教育訓練について、教育訓練計画に基づき実施する。                      ウ 平成23年度に作成した情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更があった都度、農林水産省へ報告した。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b>                      ② 情報セキュリティ対策を推進す</p>	<p>◇情報セキュリティに関する教育訓練の実施                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p>	A

<p>る上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、教育訓練計画を作成し、当該計画に基づき教育訓練を実施する。</p>	<p>A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 情報セキュリティに関する役職員の意識の向上を図るために、作成した教育訓練計画に基づき新規採用者、情報セキュリティ担当者・連絡調整員及び役職員全員を対象とした教育訓練をそれぞれ実施した。</p>	
---	--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 (1) 肥料関係業務</p>	<p>○肥料関係業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 5×2点=10点 合計 10点 (10/10=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ① 肥料の登録等申請に係る調査は、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録調査手引書の利用により質の向上を図る。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 肥料の登録等申請に係る調査については、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。 ア 登録申請業者に対してホームページに掲載した登録申請の手引書の活用を促進するとともに、公定規格（肥料の種類）の解説の活用等により利便性を向上させ、また、これらについて最新情報となるように見直し、改訂を行う。 イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用し、安全に係る項目の迅速な調査を行う。</p>	<p>◇肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間（20業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 登録申請に係る調査については、1,030件実施し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 ア 登録申請業者からの相談に対しホームページに掲載している登録申請の手引書を利用して説明を行うなど、手引書の活用の促進を図った。また、平成24年度普通肥料の公定規格等が改正されたことから、ホームページに掲載している「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格等を定める等の件」に新設された規格を追加して最新情報となるよう改訂を行った。 イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用するとともに、公定規格の改正に係る肥料について安全に係る項目等のリストを追加し、迅速な調査を実施した。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、計画的な肥効試験を実施し原則として1年以内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ② 仮登録肥料に係る肥効試験については、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。 ア 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験を実施する。 イ 外部の有識者を含めた肥料評価検討会を開催し、その評価結果を踏まえて試験結果を取りまとめる。</p>	<p>◇仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間（1年以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ② 該当する事案はなかった。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b> ③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適</p>	<p>◇肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間（36業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた</p>	<p>A</p>

<p>正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、立入検査実施方針に基づき、立入検査の結果は適正に評価を行い、評価結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、品質管理等に改善を要する事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、肥料の安全を確保するため有害成分を優先的に分析するとともに、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、539件を実施し、全て36業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、平成24年度肥料立入検査実施方針に基づき、各検査事業場の品質管理について評価シートを利用した評価を行い、評価結果を速やかに各検査事業場に通知した。また、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた事業場(2件)、品質管理に改善を要する事項が認められた事業場(31件)、その他肥料取締法の遵守事項に不備が認められた事業場(10件)に対して、技術的助言を行った。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、平成24年度肥料立入検査実施方針に基づき、業務の進行管理を適切に行った。収去品474件の分析・鑑定に当たっては、全て(7)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行った。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>◇肥料原料用の肉骨粉等に係る検査と適合する製造事業場の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(6事業場)については、全て製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(36事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。</p> <p>ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」について、普及・指導するため、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(7) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」についての講習会の開催、立入検査時等における内容の説明等</p> <p>(イ) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の実施状況等を調査し改良点の抽出</p> <p>【年度計画】</p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。</p> <p>ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を行う。</p>	<p>◇「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を実施した。</p> <p>(7) 汚泥肥料生産業者に対して農林水産省と協力し「肥料品質管理実務者講習会」を7回実施(参加者152名)するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査(336件)時に、品質管理等の普及・指導を行った。</p> <p>(イ) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理状況について、汚泥肥料生産事業場への立入検査時に調査するとともに、「肥料品質管理実務者講習会」で手引書利用者のニーズを踏まえるため、アンケート調査を行い、手引書の改良点の抽出を行った。</p> <p>また、汚泥肥料中の重金属管理手引書について「平成23年度汚泥肥料の試料分析委託事業」の結果に基づく自主管理基準値設定のため、農林水産省の要請により、ヒ素、水銀、ニッケル、クロム及び鉛について解析を行い、結果を提示した。</p>

<p>(7) 汚泥肥料生産業者に対する講習会を実施するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査時における品質管理等の普及・指導を行う。</p> <p>(4) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理の実施状況等を立入検査や生産業者に対する講習会等を通じて調査し、手引書の改良点の抽出等を行う。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報</p> <p>(4) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報</p> <p>(4) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報</p>	<p>◇未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理を行い、農林水産省に報告した。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報として、農林水産省が実施した「肥料の未利用資源に係る実態調査」の取りまとめに協力するとともに、肥料の公定規格改正の要望及び対処案を取りまとめ報告した。</p> <p>(4) 事業場における品質管理向上を目的としたガイドラインの作成に資するため、肥料生産に関する情報として、汚泥肥料以外の肥料生産事業場における品質管理を評価するシートを作成し、調査を行った結果を取りまとめ報告した。</p>	A
<p>【中期計画】</p> <p>【年度計画】</p> <p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、肥料等の放射能測定を適切に実施する。</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、たい肥等の放射能測定を1,205件実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たい肥（牛ふんたい肥等） 1,129件</li> <li>・汚泥肥料 76件</li> <li>計 1,205件</li> </ul>	

評価項目	達成状況	評価																		
第2-2 (2) 農薬関係業務	<p>○農薬関係業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 7×2点=14点                      合計 14点 (14/14=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A																		
<p><b>【中期計画】</b>                      ① 農薬の登録検査                      ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。                      ・ 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内                      ・ 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p> <p><b>【年度計画】</b>                      ① 農薬の登録検査については、次の取組を行う。                      ア 農薬の登録申請に係る検査については、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、農林水産大臣に結果を報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。                      (7) 農薬取締法第3条第1項第4</p>	<p>◇農薬の登録検査結果の報告期間（基準の設定が必要な農薬：1年4ヶ月以内それ以外：10.5ヶ月以内）                      S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた                      A：目標値に対して、90%以上の達成度合                      B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合                      C：目標値に対して、50%未満の達成度合                      D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① 農薬の登録検査については、次の取組を行った。                      ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3ヶ月毎に検査進行状況の定期点検を行った。                      平成24年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,474件の検査指示があった。                      このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は626件であった。平成24年度内に農林水産大臣に報告した175件は全て目標期間である1年4か月以内に報告した。                      また、基準の設定が不要な農薬の検査指示は1,848件であった。平成24年度内に報告した1,236件は全て目標期間である10.5か月以内に報告した。</p> <p>表6 平成24年度における目標期間の達成状況</p> <table border="1" data-bbox="614 1512 1268 1646"> <thead> <tr> <th></th> <th>指示件数 (注1)</th> <th>検査完了 件数</th> <th>目標期間 達成件数</th> <th>目標期間 達成率 (注2)</th> <th>目標期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準必要</td> <td>626</td> <td>175</td> <td>175</td> <td>100%</td> <td>1年4か月</td> </tr> <tr> <td>基準不要</td> <td>1,848</td> <td>1,236</td> <td>1,236</td> <td>100%</td> <td>10.5か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 平成24年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。                      注2) 対検査完了件数比。</p>		指示件数 (注1)	検査完了 件数	目標期間 達成件数	目標期間 達成率 (注2)	目標期間	基準必要	626	175	175	100%	1年4か月	基準不要	1,848	1,236	1,236	100%	10.5か月	A
	指示件数 (注1)	検査完了 件数	目標期間 達成件数	目標期間 達成率 (注2)	目標期間															
基準必要	626	175	175	100%	1年4か月															
基準不要	1,848	1,236	1,236	100%	10.5か月															

<p>号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>		
<p><b>【中期計画】</b> イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。</p> <p><b>【年度計画】</b> イ 農薬の検査結果に係る報告書の作成を農林水産省と共同で行う。また、作成が終了したものについては、農林水産省と共同で公表する。</p>	<p>◇農薬の登録申請に係る検査結果の報告 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> イ 新しい成分の農薬の登録にあたって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、プロピリスルフロン、ピリベンカルブ、メタソルスルフロンについて農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページへ公表した。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> ② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p><b>【年度計画】</b> ② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>◇農薬取締法に基づく立入検査結果の報告期間（25業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い73製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 73製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で目標期間である立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b> イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p>	<p>◇農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬25点の分析結果については、平成25年度に報告した5点を含め、全て目標期間である集取後60業務日以内に報告した。 なお、平成23年度末に集取し、平成24年度に報告した19件についても全て60業務日以内に報告を行った。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> ③ 農薬の登録検査に附帯する業務ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ③ 農薬の登録検査に附帯する業務ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>◇GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間（30業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ③ 農薬の登録検査に附帯する業務ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察20件の結果については、全て目標期間である査察終了後30業務日以内に報告した。 なお、平成23年度末に査察を実施し、平成24年度に報告した2件についても全て30業務日以内に報告を行った。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b></p>	<p>◇技術的知見の国際会議等への反映とその結果の活用</p>	A

<p>イ OECDによる新たなテストガイドラインの策定やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の国際会議において、技術的知見に基づき我が国の意見が反映されるように支援するとともに、国際会議の結果を我が国の農薬登録検査に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、本年度に開催が予定されている国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行う。</p> <p>(7) OECD GLP作業部会については、職員を出席させ、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。</p> <p>また、本年度に予定されているOECDによるGLP査察当局に対する現地評価については、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに対する現地評価 海外からの評価チームによる評価に対応するため、関係資料の準備及び対応体制の整備を行う。</li> <li>・ハンガリーにおける現地評価 OECDの評価チームメンバーとして参加し、ハンガリーGLP査察当局が実施する査察の適切さについて評価を行う。</li> </ul> <p>(4) OECD農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行う。</p> <p>なお、国際会議の結果を受け、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行う。</p>	<p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行った。</p> <p>(7) OECD GLP作業部会については、専門家として登録した1名を第26回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。</p> <p>また、GLP査察当局に対するOECDの現地評価については、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに対する現地評価については、事前に海外からの評価チームと緊密に連絡を取り、関係資料の準備及び対応体制の整備を行った。 なお、平成25年4月に開催されたOECD GLP作業部会会合で、現地評価を含む総合的な評価が行われた。</li> <li>・ハンガリーのGLP査察当局に対する現地評価については、センター職員とフランスのGLP査察当局の職員が評価チームとなり、チームリーダーであるフランスのGLP査察当局と協力してハンガリーGLP査察当局に対する評価及び報告書の作成を行った。</li> </ul> <p>(4) OECD農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、会議資料等を技術的観点から検討し、それを踏まえ農林水産省に対して部会での対応に係る提案等を行った。</p> <p>なお、国際会議の結果については、農林水産省で開催された報告会を踏まえ、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行った。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下で的確かつ迅速に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産省の実施計画に基づき、農産物中の残留農薬の分析を実施するとともに、その結果を農林水産省へ迅速に報告する。</p> <p>イ 農産物の収穫時期、分析対象農薬がそれぞれ異なる中で調査分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、分析を行う地域センター等間で調査試料の集約化、平準化等を行う。</p>	<p>◇農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析の実施</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行った。</p> <p>ア 農林水産省の実施計画に基づき、以下の農産物について残留農薬の分析を行い、分析結果は農林水産省へ迅速に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜・果実 1,043件</li> <li>・米 51件</li> <li>・麦 51件</li> <li>・大豆 52件</li> <li>計 1,197件</li> </ul> <p>イ 業務の効率化を図るため、個別に分析する農薬について担当地域センターを決め、集約化を図るとともに、分析の集中時期には、機器分析を他のセンターで行い迅速かつ効率的に実施した。また、分析要員の教育訓練及び分析の効率化のための検証試験を実施した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 (3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p>	<p>○飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目13×2点=26点                      合計 26点 (26/26=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。                      ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。                      ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。                      また、本年度に予定されているOECDによるGLP査察当局に対する現地評価について、海外からの評価チームによる評価に対応するため、関係資料の準備及び対応体制の整備を行う。</p>	<p>◇基準・企画、検討資料の妥当性調査の実施                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。                      ア 農林水産省の要請により、農林水産省のホームページに公表されているデオキシニバレノール及びニバレノールのリスクプロファイルシートについて、飼料に係る国内外の基準値及びその他のリスク管理措置等の調査を行い、当該調査結果を農林水産省に報告した。                      また、GLP査察当局に対するOECDの現地評価については、事前に海外からの評価チームと緊密に連絡を取り、関係資料の準備及び対応体制の整備を行った。                      なお、平成25年4月に開催されたOECD GLP作業部会会合で、現地評価を含む総合的な評価が行われた。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの他、飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査は、過去の検査結果や国内外における飼料安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、モニタリング検査の延べサンプル数を年度計画に定めて実施する。                      モニタリング検査の結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表する。</p>	<p>◇有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査の実施と公表                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      イ 飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定モニタリング検査については、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査 213点</li> <li>・有害物質の基準適合検査 1,266点</li> <li>・病原微生物の基準・規格適合検査 305点</li> <li>・肉骨粉等の分析・鑑定 496点</li> <li>計 2,280点</li> </ul>	<p>A</p>

<p>【年度計画】 イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）に基づく年次計画（以下「サーベイランス・モニタリング計画」という。）により実施するもの並びに飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定を延べサンプル点数として1,975点実施する。 モニタリング検査の結果を事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>								
<p>【中期計画】 【年度計画】 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、飼料等の放射能測定を適切に実施する。</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、牧草、稲わら及び配合飼料等の放射能測定を831件実施し、農林水産省に報告した。</p> <table border="1"> <tr> <td>・牧草</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>・配合飼料</td> <td>98件</td> </tr> <tr> <td>・稲わら・その他飼料原料</td> <td>710件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>831件</td> </tr> </table>	・牧草	23件	・配合飼料	98件	・稲わら・その他飼料原料	710件	計	831件
・牧草	23件								
・配合飼料	98件								
・稲わら・その他飼料原料	710件								
計	831件								
<p>【中期計画】 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。</p> <p>【年度計画】 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理するため、業務の進行管理を適切に行う。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要に応じて検査技術・検定精度の管理等について技術的指導を行う。 ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査を1回実施するほか、必要に応じて調査を実施する。 イ 登録検定機関を対象とした共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認する。</p>	<p>◇飼料添加物の検定及び表示の処理期間（20業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>◇登録検定機関に対する調査・技術的指導（共同試験）の実施（それぞれ毎事業年度1回） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を行い、申請190件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 なお、飼料に係る申請はなかった。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 検定実績のある登録検定機関5機関（6事業所）に対する調査を延べ7回実施した。 イ 登録検定機関7機関（13事業所）を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。そのうち、5機関（5事業所）に対して技術的指導を実施した。</p>								
<p>【中期計画】 ③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化</p>	<p>◇飼料及び飼料添加物の製造設備等の検査並びに技術的指導の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p>								

<p>に関する調査、指導等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p>	<p>【事業報告】</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について、有害物質又は病原微生物に係る検査1,571件、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入防止に係る検査496件及び抗菌性物質に関する基準・規格に係る検査213件を行い、管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例は認められなかった。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して5回発信した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、当該標準処理期間内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>◇抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請76件に対して全て標準処理期間（50業務日）以内に処理を行った。</p>	A
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>◇動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場194箇所について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた製造事業場17箇所をホームページに公表した。</li> <li>・ 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場127箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた輸入業者6業者をホームページに公表した。</li> <li>・ ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を17箇所に対して実施し、製造基準に適合すると認められた事業場17箇所をホームページに公表した。</li> </ul>	A

<p>【中期計画】 エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間をそれぞれ50業務日及び40業務日とし、当該標準処理期間内に検査を終了する。</p> <p>【年度計画】 エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、中期計画で定めた標準処理期間である50業務日及び40業務日以内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>◇特定飼料等製造業者等の登録等の申請に係る検査期間（特定飼料製造業者：50業務日以内、規格設定飼料製造業者：40業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 エ 該当する事案はなかった。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【年度計画】 オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の輸出先国の製造基準等に適合するかの確認、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号・20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長及び生産局長通知）に基づく確認等の検査を実施する。</p>	<p>◇輸出する飼料等の検査等の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 オ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を30件実施した。またエコフィード認証制度に係る確認等の検査9件を実施した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>【年度計画】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>◇飼料安全法に基づく立入検査結果の報告期間（25業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、結果を以下のとおり農林水産大臣に報告した。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査582件について、報告まで26業務日を要した2件を除き、25業務日以内に（達成度合：99.7%（580/582）報告した。報告が期限を超えた件については以下のとおり原因究明し、改善対策を実施した。</p> <p>（原因究明）飼料安全法に基づく立入検査は、月ごとに実施の集中週を設け、各月の報告期限を年度初めに設定し効率的に実施しているところであるが、本件は集中週の2日前に立入検査を実施したため集中週の立入検査の報告期限と誤認し、報告期限が超過することとなった。</p> <p>（改善対策）報告は25業務日以内という期限について、改めて本部主管課長より飼料検査担当課長等関係者に周知徹底した。 また、集中週以外に実施する立入検査については、立入検査計画立案者が所属する本部又は地域センターの報告担当者又は副担当者に連絡するなど、集中週以外に立入検査を実施することを複数名で把握し、進捗を管理することで報告期限内に報告が完了するよう関係職員に周知徹底した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を20業務日とし、試験が終了した日から15業務日以内</p> <p>【年度計画】</p>	<p>◇飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間（分析・鑑定試験の終了：20業務日以内、報告：試験終了から15業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不</p>	<p>A</p>

<p>イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、中期計画で定めた20業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から15業務日以内</p>	<p>切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 飼料安全法の収去品の試験は、20業務日以内に846件全て終了した。また、収去品の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て報告した。</p>	
<p>【中期計画】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内</p> <p>【年度計画】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内</p>	<p>◇ペットフード安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告期間（30業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、進行管理を適切に行い、立入検査72件について30業務日以内に全て報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を30業務日とし、試験が終了した日から20業務日以内</p> <p>【年度計画】 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、中期計画で定めた30業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内</p>	<p>◇ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間（分析・鑑定試験の終了：30業務日以内、報告：試験終了から20業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ ペットフード安全法の集取品の試験は、中期計画で定めた30業務日以内に48点全て終了した。また、集取品の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 ⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のための情報の提供・共有 イ 要請に応じて、海外からの研修生の受入や海外への専門家の派遣 ウ 毎年度の活動に関する報告書の作成・OIEへの提出</p> <p>【年度計画】 ⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ OIEの要請に従い、OIEの活動に対する科学的知識や技術的支援のために、海外からの研修生の受入や、海外への専門家派遣等の国際協力を行う。 ウ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告する。</p>	<p>◇国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとしての取組 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ⑥ OIEコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。 ア 平成23年度の輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、農薬などの分析法、カビ毒のハザードカード、飼料研究報告の要旨について英訳し、ホームページに掲載することにより、情報を海外に発信し、飼料の安全確保のための情報の提供・共有を行った。 イ OIEの要請がなかったことから、海外からの研修生受入や海外への専門家派遣は実施しなかった。 ウ 平成24年度の活動に関する報告書を作成し、OIEへ提出した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 (4) 土壌改良資材関係業務</p>	<p>○土壌改良資材関係業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。                      また、検査の結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p>	<p>◇地力増進法に基づく立入検査結果の報告期間（30業務日以内）                      S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた                      A：目標値に対して、90%以上の達成度合                      B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合                      C：目標値に対して、50%未満の達成度合                      D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を適正に30件実施し、集取品23件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図るとともに、業務の進行管理を適切に実施することにより、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。                      なお、VA菌根菌資材について集取はなかった。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価																																												
<p>第2-3 (1) 食品表示の監視業務</p>	<p>○食品表示の監視業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																																												
<p><b>【中期計画】</b> ① DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の食品表示の科学的検査を、農林水産省と調整の上、毎事業年度6,000件以上行う。 検査の結果、不適正表示が認められた場合には、速やかに農林水産省関係部局に情報を回付する。また、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ① 食品表示の科学的検査については、6,000件以上の検査を適切に実施することとし、その中で次の取組を行う。 ア 食品の産地表示に関する検査は、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して、900件以上行う。 イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、300件以上行う。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。 ウ 事業者間取引における食品表示の監視は、農林水産省が行う調査との連携をより強化して行う。</p>	<p>◇食品表示の科学的検査の実施 (6,000件以上) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 食品表示の監視業務については、次の取組を行いつつ、科学的検査を生鮮食品1,284件、加工食品4,897件、合計6,181件実施した。 その結果、生鮮食品84件、加工食品90件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。 ア 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,689件実施した。(生鮮食品803件、加工食品886件) その結果、生鮮食品83件、加工食品35件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。</p> <p>表7 食品の産地表示に関する検査件数</p> <table border="1" data-bbox="683 1440 1241 1995"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生鮮食品</td> <td>803</td> </tr> <tr> <td>黒大豆</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>ネギ</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>タマネギ</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>カボチャ</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>さといも</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>マグロ</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>アサリ</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>シジミ</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>加工食品</td> <td>886</td> </tr> <tr> <td>乾しいたけ</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>梅漬物</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>野菜冷凍食品 (さといも)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>アジ・サバ加工品</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>うなぎ加工品</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>マダコ</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>塩蔵わかめ</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>コンブ</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>うどん</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>いりさや落花生</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,689</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して393件実施した。(生鮮食品81件、加工食品312件) 検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものは72件 (生鮮食</p>	品 目	件 数	生鮮食品	803	黒大豆	50	ネギ	100	タマネギ	121	カボチャ	102	さといも	103	マグロ	102	アサリ	102	シジミ	123	加工食品	886	乾しいたけ	103	梅漬物	20	野菜冷凍食品 (さといも)	12	アジ・サバ加工品	203	うなぎ加工品	202	マダコ	50	塩蔵わかめ	109	コンブ	45	うどん	102	いりさや落花生	40	合 計	1,689	<p>A</p>
品 目	件 数																																													
生鮮食品	803																																													
黒大豆	50																																													
ネギ	100																																													
タマネギ	121																																													
カボチャ	102																																													
さといも	103																																													
マグロ	102																																													
アサリ	102																																													
シジミ	123																																													
加工食品	886																																													
乾しいたけ	103																																													
梅漬物	20																																													
野菜冷凍食品 (さといも)	12																																													
アジ・サバ加工品	203																																													
うなぎ加工品	202																																													
マダコ	50																																													
塩蔵わかめ	109																																													
コンブ	45																																													
うどん	102																																													
いりさや落花生	40																																													
合 計	1,689																																													

	<p>品15件、加工食品57件)あり、分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。</p> <p>また、平成23年度から引き続き調査を実施していた3件については、全て平成24年度内に調査が終了した。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等との連携調査において、生鮮食品160件を入手し、検査を実施した。また、表示内容に疑義があったため行った立入検査等において生鮮食品24件、加工食品22件、計46件を入手し、検査を実施した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省へ回付する。</p> <p>また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>◇食品表示110番を通じて寄せられる情報の関係部局への回付</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報74件について、事務処理手順書に基づき農林水産省へ通報する等、迅速かつ的確に対応した。</p> <p>また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番の情報提供に基づく立入検査等を19件(21事業所)実施したほか、農林水産省から、食品表示110番の情報提供に基づく依頼分析を58件、その他の疑義情報に係る依頼分析を12件実施した。</p> <p>違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を3件(5事業所)実施したほか、農林水産省からの食品表示110番の情報提供に基づく依頼分析を4件、その他の疑義情報に係る依頼分析を1件実施した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価																				
<p>第2-3 (2) 登録認定機関等に対する調査等の業務</p>	<p>○登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 3×2点= 6点 合計 6点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																				
<p>【中期計画】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため実務経験に応じて資格を付与した調査員が行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあっては農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。 また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し連携して適切な対応をとる。</p> <p>【年度計画】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査は、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進捗管理を適切に行う。ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。 イ 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。 ウ 登録認定機関に対する調査をISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修等により、調査員としての資格要件</p>	<p>◇登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査結果の報告期間（27業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行った。 ア 登録認定機関の登録及びその更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）は、登録認定機関の登録調査1件及び登録の更新時における調査5件について、全て27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成24年度に調査が終了した380件を依頼のあった農林水産省消費・安全局表示・規格課長に報告した。</p> <p>表8 技術上の調査件数</p> <table border="1" data-bbox="603 1456 1388 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>変更</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録認定機関</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>312</td> <td>317</td> </tr> <tr> <td>登録外国認定機関</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>68</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>380</td> <td>386</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 調査した全ての案件について、登録認定機関の登録基準への適合性が確認された。 ウ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、2回（32名）実施し、調査員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査員補内部研修を2回（5名）実施し、調査技術の維持、向上を図った。 また、関係基準文書の見直しを行い、「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関等の技術上の調査規程」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」、「技術上の調査手順書」、「登録認定機関等の業務規程等変更届出に係る調査実施方法」、「登録認定機関等の定期的調査規程」、「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査細則」及び「定期的調査手順書」の基準文書の改正を行った。</p>		新規	更新	変更	合計	登録認定機関	1	4	312	317	登録外国認定機関	0	1	68	69	合計	1	5	380	386	<p>A</p>
	新規	更新	変更	合計																		
登録認定機関	1	4	312	317																		
登録外国認定機関	0	1	68	69																		
合計	1	5	380	386																		

を満たす職員を確保する。また、必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。

【中期計画】

② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回実施する。

また、定期的調査においては、立会調査を350件以上、JAS製品の検査を700件以上行う。

【年度計画】

② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。

また、定期的調査に資するために行う検査等については、次の取組を行うとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。

ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。

イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。

◇登録認定機関の定期的調査の実施（登録認定機関ごとに1回）

S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた

A：目標値に対して、100%以上の達成度合

B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合

C：目標値に対して、70%未満の達成度合

D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

② 定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により立会調査及び格付品検査の進捗状況を把握し、計画的に実施した。

定期的調査は、126機関145事業所（うち、登録外国認定機関29機関29事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各1回実施した。

・ 飲食料品	14機関（21事業所）
・ 林産物	12機関（19事業所）
・ 生糸・畳表	3機関（3事業所）
・ 生産情報公表牛肉等	15機関（15事業所）
・ 有機農産物等	82機関（87事業所）
計	126機関（145事業所）

事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた64機関に対しては、文書により是正要求を行った。

なお、調査結果及び是正状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。

ア 格付品検査は各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して724件実施し、不適合があった30件（うち3件は現地調査を実施）については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

・ 飲食料品	186件
・ 林産物	113件
・ 生糸・畳表	5件
・ 生産情報公表牛肉等	3件
・ 有機農産物等	417件
計	724件

イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して398件実施し、不適合があった28件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

・ 飲食料品	92件
・ 林産物	45件
・ 生糸・畳表	6件
・ 生産情報公表牛肉等	10件
・ 有機農産物等	245件
計	398件

A

【中期計画】

③ 米農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011に関する知見を活用して適切に実施する。

【年度計画】

③ 米農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査が、センターの有するISO/IEC 17011に関する知見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行う。

また、農林水産省からの認証機関の調査等の要請があった場合は、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに農林水産省へ報告する。

ア 必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。

イ 調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。

◇NOP基準に係る認定機関の認定等の調査の実施

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

③ NOP基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査が、センターの有するISO/IEC 17011に関する知見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行った。

ア 関係する基準文書について検討を行い、「NOP認証機関の適合審査及び監査実施マニュアル」等の改正を行った。

イ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修により、調査員に対してNOPに関する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。

また、NOP認証機関からの変更の届出に係る調査13件を行い、結果を農林水産省及び申請者に報告した。なお、新規の認定申請はなかった。

さらに、認定されたNOP認証機関（2機関）に対する監査（定期的監査）として、立会調査2件及び事業所調査2件を実施し、監査結果を農林水産省及び申請者に報告した。

平成25年1月末日までにNOP認証機関から提出された認証実績（平成24年1月～12月）を取りまとめ、農林水産省に報告した。（報告日：平成25年2月28日）

なお、農林水産省からのNOP認証機関に対する調査等の要請はなかった。

A

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (3) JAS法に基づく立入検査等</p>	<p>○JAS法に基づく立入検査等</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い、次により適正に実施する。 ① 検査能力、経験等を勘案して立入検査職員を適切に選任し、農林水産省等関係機関との緊密な連携等に留意して実施する。</p> <p><b>【年度計画】</b> JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ① 立入検査等を行うに当たっては、当該立入検査等の内容を考慮して立入検査員を適切に選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に行う。</p>	<p>◇立入検査職員の選任及び関係機関との連携に留意した立入検査の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に行うため、次の取組を行った。 ① 立入検査等を行うに当たって、当該立入検査等の内容により、立入検査員の資格基準、知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施した。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> ② 農林水産大臣から指示された事項を的確に検査し、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b> ② 立入検査等は、基準文書に基づき適正に実施するとともに、その結果を立入検査の終了後3業務日以内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>◇JAS法に基づく立入検査結果の報告期間（3業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ② 以下の立入検査等については、関係する基準文書に基づき、次のとおり適正に実施した。 ・ 表示内容の疑義に関する立入検査25件（27事業所）、任意調査10件（14事業所）、計35件（41事業所）及び登録認定機関及び認定事業者等に対する立入検査を5件（9事業所）、任意調査1件（1事業所）、計6件（10事業所）を実施し、全ての案件について、3業務日以内に報告した。 なお、表示内容の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を80件実施した。 ・ 農政局地域センター等と連携して任意調査103件（107事業所）実施し、全ての案件について、3業務日以内に報告した。 また、立入検査のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査3件（4事業所）を実施した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (4) JAS規格の見直し等に係る業務</p>	<p>○JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成は、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。 また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成を「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。 また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS法第15条の2第2項に定める同等性のある国の審査に必要な調査などJAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>◇JAS規格の見直し等に係る調査や原案の検討 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ① 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成24年度）」に基づき、調査実施法人として次のとおり調査を実施し農林水産大臣に報告した。 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる生産・利用実態調査、品質実態を把握するための品質実態調査、JAS規格に対応する国際規格の有無及びその内容やJAS規格との整合性についての調査等を指示のあった28品目82規格について実施し、年度内に報告が求められた25品目75規格について調査結果を取りまとめた。平成23年度（8品目13規格）に比べ、報告件数が増加した要因は、農林水産大臣が作成した計画において、制定等の対象とする日本農林規格の数が増加したためである。 なお、分析法について情報収集を行うとともに、見直しに伴う妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査 16品目（56項目）</li> <li>・ヒアリング 10品目（29回）</li> <li>・妥当性確認のための分析試験 5品目（7項目）</li> <li>・従来手法と新たな手法の同等性確認 1品目（1項目）</li> </ul> <p>分析法の見直しにあたっては学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認調査検討・評価委員会を3回開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について評価を行った。</p> <p>② 農林水産大臣の指示を受け、センターを事務局とする合議体を設置し、原案作成機関として29品目93規格について日本農林規格の確認・改正又は廃止の原案の検討を行い、年度内に報告が求められていた15品目58規格について、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告した。平成23年度（7品目15規格）に比べ、報告件数が増加した要因は、農林水産大臣が作成した計画において、制定等の対象とする日本農林規格の数が増加したためである。 なお、原案作成委員会は公開で実施するとともにその資料及び議事概要について当センターのホームページに掲載し、公表した。</p> <p>③ 農林水産省からの依頼に基づき、次の調査等を実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有機農産物及び有機農産物加工食品の同等性に係る生産資材調査会」を1回開催した。</li> <li>・加工食品に係る生産情報公表系の日本農林規格の制定可能性に関するアンケート及びヒアリング調査を実施し、検討会を2回開催した。</li> <li>・「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に係る接着剤評価方法検討委員会」を1回開催した。</li> <li>・「集材材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委</li> </ul>	<p>A</p>

員会」を2回開催した。

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (5) 国際規格に係る業務</p>	<p>○ 国際規格に係る業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請を受けて、コーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行う。 ① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等、次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 ② 農林水産省からのコーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援の要請に備えて、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等を行う。</p>	<p>◇ ISO等の国際規格に関する活動 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行った。 ① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 ア 外部有識者等からなる委員会の設置、情報の収集、国内の意見集約等 〔TC34〕 ・WG13（ローヤルゼリー作業部会） 国内検討会 2回開催 〔TC34/SC16〕 国内委員会 1回開催 〔TC34/SC17〕 国内委員会 1回開催 〔ISO/TC218〕 国内委員会 1回開催 イ 国際会議への職員等の派遣 〔TC34/SC17〕 国際会議 5回派遣（7名） ※このうち1回については総会を招致し、10月29日から11月1日の期間、本部において開催した。 〔ISO/TC218〕 国際会議 1回派遣（1名） 〔ISO/TC165（センターで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びISO/TC218と関連があるTC）〕 国際会議 1回派遣（2名） ② 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。 また、コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に9回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務</p>	<p>○ リスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、必要な各種手順書について整備・見直しを行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> サーベイランス・モニタリング計画において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、当該業務の各種手順書について必要に応じて整備・見直しを行う。</p>	<p>◇手順書の整備・見直しによる危害要因及び食品群・飼料についての分析的確かつ迅速な実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の有害化学物質・品目についての実態調査を実施し、農林水産省に報告した。</p> <p><b>【農産物】</b> ・ かび毒※1 1,100点 ※1：デオキシニバレノール（DON）及びニバレノール（NIV）、3-アセチルDON及び15-アセチルDON、4-アセチルNIV、T-2トキシン及びHT-2トキシン並びにゼアラレノン その他、農林水産省による指示「平成23年度農産物のかび毒（T-2トキシンHT-2トキシン）含有実態調査の実施について」（平成24年3月22日農林水産省消費・安全局事務連絡）に基づき、実施が平成24年度となったT-2及びHT-2トキシン 220点も併せて報告した。また、農林水産省による指示「平成24年度食用小麦のかび毒含有実態調査の実施について」（平成25年2月18日付け24消安第5572号農林水産省消費・安全局通知）に基づき、かび毒250点について分析した。</p> <p><b>【飼料】</b> ・ ダイオキシン類 25点 ・ かび毒※2 872点 ・ 有害金属※3 507点 ※2：フモニシン、ゼアラレノン及びDON ※3：カドミウム、総水銀及び鉛</p> <p>有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って的確かつ迅速に実施するため、平成24年度麦類のかび毒調査実施手順書の整備を行った。</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 カルタヘナ担保法関係業務</p>	<p>○カルタヘナ担保法関係業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9／10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9／10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5／10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告するため、必要な規程について整備・見直しを行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、次の取組を行う。                      また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。                      (1) 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。                      (2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示があった場合は適切に実施する。</p>	<p>◇カルタヘナ担保法に基づいた立入、質問、検査及び収去の実施                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      該当する事案はなかった。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-6 国際協力業務</p>	<p>○国際協力業務</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において対応することとし、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。                      また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>◇専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れの実施                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      (独)国際協力機構(JICA)等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。                      JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、職員を1回(1名)派遣した。                      JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品の表示制度、飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を4回(延べ17か国、29名)実施した。</p>	<p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
第3-1 経費(業務経費及び一般管理費) 節減に係る取組	<p>○経費(業務経費及び一般管理費)削減に係る取組</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点= 2点                      合計 2点(2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
【中期計画】 【年度計画】	<p>◇経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      財務諸表等を参照のこと。                      平成24年度においても予算の執行を適切に行い、平成23年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。</p>	A

評価項目	達成状況	評価																			
第3-2 法人運営における資金の配分状況	<p>○法人運営における資金の配分状況</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点 = 2点                      合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A																			
【中期計画】 【年度計画】	<p>◇法人運営における資金の配分状況                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      年度当初及び年度途中において本部及び地域センターの施設人員状況を踏まえた上で当該事業年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき計画的な予算配付・調整を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。                      平成24年度における運営費交付金の執行率は96.0%であったが、その理由としては、中期計画に基づき一般管理費及び業務経費の抑制に努め、人件費については支給延べ人員が減少したこと及び俸給の支給額を減額したことに伴い残額が生じたこと（予算額5,442百万円、決算額4,873百万円）、また、各業務の一層の節約を行ったことによるものである。                      なお、未執行額に相当する運営費交付金債務については、平成25年度に繰り越すこととしている。</p> <p>表9 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由 (円)</p> <table border="1" data-bbox="555 1429 1417 1758"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差額</th> <th>差額の主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>881,041,000</td> <td>834,058,240</td> <td>46,982,760</td> <td rowspan="2">消耗品費・印刷費・通信費等の節約に伴う減少 給与支給人員の減少及び俸給の支給額減額による共済組合負担金の減少</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>586,011,000</td> <td>562,053,604</td> <td>23,957,396</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>5,442,007,000</td> <td>4,872,769,101</td> <td>569,237,899</td> <td>支給延べ人員の減少及び俸給の支給額減額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	決算額	差額	差額の主な理由	業務経費	881,041,000	834,058,240	46,982,760	消耗品費・印刷費・通信費等の節約に伴う減少 給与支給人員の減少及び俸給の支給額減額による共済組合負担金の減少	一般管理費	586,011,000	562,053,604	23,957,396	人件費	5,442,007,000	4,872,769,101	569,237,899	支給延べ人員の減少及び俸給の支給額減額	A
区分	予算額	決算額	差額	差額の主な理由																	
業務経費	881,041,000	834,058,240	46,982,760	消耗品費・印刷費・通信費等の節約に伴う減少 給与支給人員の減少及び俸給の支給額減額による共済組合負担金の減少																	
一般管理費	586,011,000	562,053,604	23,957,396																		
人件費	5,442,007,000	4,872,769,101	569,237,899	支給延べ人員の減少及び俸給の支給額減額																	

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p>○法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9／10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9／10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5／10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b> 平成23年度～平成27年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p> <p><b>【年度計画】</b> 平成24年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 該当する事案はなかった。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第5-1 資産の売却額の国庫返納</p>	<p>○資産の売却額の国庫返納</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      実績がないため評価しない。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。                      ① 国庫納付の額                      政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額（124,083円）とする。                      ② 国庫納付の時期                      平成23年度中の可能な限り早い時期とする。                      ③ 国庫納付の方法                      金銭による納付とする。</p> <p><b>【年度計画】</b></p>	<p>◇政府出資である固定資産及び承継資産における不要資産の国庫返納                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      該当する事案はなかった。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第5-2 塚ほ場の国庫返納</p>	<p>○塚ほ場の国庫返納</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 肥料に係る栽培試験業務を「岩槻ほ場」に集約することにより、「塚ほ場」を廃止し、廃止に伴い生じた不要財産を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 財産の概要 土地：大阪府堺市田出井町698-53 (面積：1,348㎡) 建物：管理舎(昭和60年築) RC-4-1造(59.8㎡) ガラス室他2棟 (延べ面積：192.05㎡) [注記] 土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載 ② 国庫納付の時期 平成24年度中とする。 ③ 国庫納付の方法 現物による納付とする。</p> <p><b>【年度計画】</b> 「塚ほ場」の廃止に伴い生じた不要財産を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 国庫納付財産の概要 土地：大阪府堺市田出井町698-53 (面積：1,348㎡) 建物：管理舎(面積：59.8㎡) 堆肥場(面積：20.05㎡) [注記] 土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載 ガラス室他1棟については、構造上危険性が高いことから、財務局等の指導を踏まえ平成23年度に解体撤去 ② 国庫納付の時期 平成24年度中とする。 ③ 国庫納付の方法 現物による納付とする。</p>	<p>◇塚ほ場の廃止及び廃止に伴う不要財産の国庫返納 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> 近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室他等の解体撤去他6項目の補完事項が完了し、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成25年3月15日付けをもって国庫に納付した。 なお、ガラス室等については、その構造上危険性が高いことから、近畿財務局等の指導を踏まえ平成23年度に解体撤去している。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第6                      剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9／10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9／10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5／10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b>                      検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p> <p><b>【年度計画】</b>                      検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>◇剰余金の分析機器購入経費への充当                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      該当する事案はなかった。                      なお、利益剰余金（53,084千円）は生じているが、これは、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金（自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額）及び積立金によるものである。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>○施設及び設備に関する計画</p> <p><b>【評価指標】</b> 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b> ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 施設・設備の内容 検査施設の整備、検査設備の整備 その他業務運営上必要な施設・設備の整備及び改修 予定額（単位：百万円） 412 ± δ [注記] δ：老朽化度合等を勘案して、各事業年度増減する施設、設備の整備等に要する経費 財源 施設整備費補助金</p> <p><b>【年度計画】</b> (1) 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。  札幌センター：実験室電源設備等改修工事 名古屋センター：スクラバー等改修工事</p>	<p>◇施設及び設備の整備・改修等の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> (1) 札幌センター実験室電源設備等改修工事及び名古屋センターのスクラバー等改修工事を実施した。</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b> 門司事務所を福岡センターへ移転・統合する場合に必要な福岡センター庁舎の増改築の規模及び内容、そのための経費及びその予算措置等の検討を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> (2) 門司事務所を福岡センターへ移転・統合するために必要となる福岡センターの増改築に係る設計業務及び庁舎増築工事を行う。  福岡センター：庁舎等改修工事</p>	<p>◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> (2) 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成23年度に「門司事務所移転検討委員会」を開催し、平成24年度～平成25年度の2か年間で実施し、平成24年度に福岡センター庁舎の増改築に要する設計及び事務棟の増築費の予算措置、平成25年度に福岡センター検査棟改修工事と門司事務所の移転及び原状回復工事を行うこととしたところであるが、平成24年度に同検討会を4回開催の上、次の取組を実施した。 ・ 事務棟増築に伴う設計条件（建築位置、レイアウト等）、スケジュール（工事工程等）を決定し、平成24年度予算において事務棟の増築工事を実施。 ・ 検査棟改修工事に伴う設計条件（検査室等の整備）を決定し、検査棟改</p>	<p>A</p>

修工事について平成25年度予算措置を実施。

なお、事務棟の増築については、平成25年3月末に完了する予定であったが、建築基準法に基づく建築確認検査により、施工の不備が確認されたため、施工業者の全額負担により手直し工事を実施させている。

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10 C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点（2/2=100%）</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。 (2) 人員及び人件費に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 680人 (3) 人材の確保についての計画 農林水産省と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。 また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。 【年度計画】 (1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。 (2) 人員に関する計画 平成24年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初を上回らないものとする。 (3) 人材の確保についての計画 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行う。 ① 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。 ② 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専</p>	<p>◇職員の人事に関する計画への取組 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 (1) 方針 本部及び地域センターでの業務状況を踏まえた上で、適切かつ効率的な業務運営を図るため、情報提供業務の縮減に伴う情報提供部門の効率化及び管理部門の簡素化、農業検査部門及び肥飼料検査部門業務の重点化等を実施することにより適正な人員配置を行った。また、要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務が適正に進捗していることを確認した。 (2) 人員に関する計画 業務の効率化を図り、常勤職員数を644人（平成25年1月1日時点）とし、中期目標期間の期初職員相当数である680人を下回った。 (3) 人材の確保についての計画 農林水産省との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行った。 ① 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出38名、転入33名）を実施した。 ② 農学、化学、畜産等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から11名を採用し、必要な人材を確保した。 ③ 採用情報については、各センターで職場訪問等（18回）を開催したほか、人事院が行う官庁業務合同説明会等（4回）への参加、人事院が行う関東地区官庁学生ツアー（6回）及び東京農業大学（公務員相談会）においての採用案内パンフレットの配布やインターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材を確保した。</p>	<p>A</p>

門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。

- ③ 採用情報については、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-3 積立金の処分に関する事項</p>	<p>○積立金の処分に関する事項</p> <p><b>【評価指標】</b>                      中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。                      ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。                      なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。                      A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点                      B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 満点×9/10                      C：各小項目の合計点 &lt; 満点×5/10点                      ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p><b>【評価結果】</b>                      ◇小項目 1×2点＝ 2点                      合計 2点 (2/2＝100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。                      各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】                      前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p> <p>【年度計画】                      前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>◇前期中期目標期間繰越積立金の処分                      S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。                      A：順調に進んでいる                      B：概ね順調に進んでいる                      C：不十分又は問題あり                      D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>                      前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用の平成24年度相当額（450千円）を取り崩した。</p>	<p>A</p>